

2008年度 修士論文

# 日本の刑務所図書館史

-看読書籍と受刑者の読書活動-

東京大学大学院 教育学研究科

生涯学習基盤経営コース

23 - 076047 立谷 衣都子

指導教官：根本彰 教授

## 目次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	
1.1	問題意識と課題の設定	2
1.2	先行研究の検討	3
1.3	本論文の構成	5
<b>第2章</b>	<b>明治期監獄における読書活動</b>	
2.1	監獄則制定以前：幕末から明治初期	7
2.2	明治監獄則下の刑務所図書館	8
2.2.1	明治5年監獄則	8
2.2.2	明治14年監獄則：監獄則第1回改正	10
2.2.3	明治22年監獄則：監獄則第2回改正	13
2.2.4	明治32年監獄則：監獄則第3回改正	14
2.3	明治41年監獄法の制定	16
2.4	新聞紙の取扱い	17
<b>第3章</b>	<b>大正・昭和期の刑務所図書館</b>	
3.1	大正期の刑務所図書館	20
3.1.1	「監獄」から「刑務所」へ	20
3.1.2	大正期の刑務所図書館	21
3.2	昭和期の刑務所図書館	24
3.2.1	昭和初期から第2次世界大戦以前	24
3.2.2	戦時下・戦後復興期の刑務所図書館	26
3.2.3	昭和20年代の刑務所図書館充実期	27
3.3	刑務所図書館の発展	29
3.3.1	「矯正保護図書館規定」と「矯正図書館基準」の立案	29
3.3.2	長野刑務所図書館	30
3.3.3	教誨師と刑務所図書館	31
<b>第4章</b>	<b>刑務所図書館設置活動とその影響</b>	
4.1	監獄書籍館設置構想	36
4.2	刑務所図書館と竹林熊彦の「行刑文庫」	36
4.3	村田弘と行刑図書館研究会の活動	39
<b>第5章</b>	<b>結論</b>	
5.1	刑事施設の現状と刑務所図書館	42
5.1.1	刑事施設が抱える問題	43
5.1.2	府中刑務所に見る現在の刑務所図書館	43
5.2	公立図書館と受刑者	47
5.2.1	利用者としての受刑者	48
5.2.2	受刑者サービスの現状	49
5.3	まとめ	50
	<注・引用>	53
	<参考文献>	61

## 第1章 はじめに

### 1.1 問題意識と課題設定

日本には現在 75 の刑事施設があり、60 の刑務所、8 の少年刑務所、7 の拘置所によって構成されている。刑事施設の他にある矯正施設と称されるものとして少年院、少年鑑別所、婦人補導院があり、被収容者の性別や年齢、罪状確定の程度によって収容先となる施設が割り振られ移送された後、被収容者への適正処遇がなされている<sup>1)</sup>。

矯正施設では各施設の教育部が被収容者の教育を担当する。ここでいう教育とは出所後の社会復帰支援のための教育活動や指導を指し、実際には学習・生活指導とは別の刑務作業といわれる技術的な職業訓練が生活の大半を占める。明治 41 年に制定された監獄法は、およそ 90 年もの間日本の行刑制度を支えてきた。しかし、平成 14 年名古屋刑務所で発生した刑務所職員による受刑者死傷事件によって状況は変わり始めた。受刑者支障事件とは同年 5 月と 9 月の 2 度、名古屋刑務所において受刑者が革手錠による暴行を副看守長ら 6 人によって受けたことにより死傷するに至ったことである。この事件を機に法改正への動きが高まり、最終的に平成 17 年 5 月参議院本会議において新法となる「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(以下「受刑者処遇法」)が可決、制定され、その翌年に施行された。改正に向けて発足した行刑改革会議<sup>2)</sup>での提言では“刑務所の透明化”，“受刑者の人権尊重”，“矯正教育の質的向上”<sup>3)</sup>を柱とする改革案が出された。このうち“矯正教育の質的向上”では、受刑者教育に関して、再犯防止を目的とした懲罰的色彩の濃かった内容の見直しが指摘され、処遇法総則でも受刑者の人権尊重が規定された。こうして刑務作業を中心とした矯正処遇からの脱却が図られ、受刑者への教育的処遇の改善が大々的に盛り込まれたことは注目すべき点である。

さて、刑務所における読書活動の重要性は、単に書物を読むという行為が受刑者にとって数少ない余暇活動の 1 つであるという点だけにとどまらない。最終的な受刑者の社会復帰を目指して矯正処遇を行う刑事施設側からは、読書は教育的意義も兼ねた行為として重要視されている。そのため、読書を支える読書施設の設置とその充実化が、受刑者教育に熱心な刑務教官を中心に以前から訴えられてきた。法改正以前の日本の受刑者の読書活動の状況に関して、英国行刑局長ヒュー・ケニオンも“読書は、食欲と同程度の重要性を持つ。3 月以内の図書閲読禁止を認めている監獄法は改正されるべきである。”と監獄法の改正を強く日本政府に求めていた<sup>4)</sup>。

90 年以上もの長い年月を経ての旧監獄法の改正により、受刑者の処遇に関して、書籍や新聞などの閲読の権利保護と制限要件が明確に規定され、範囲も僅かながら広がりつつある。公共の図書館と比べれば未だ十分とはいえないが、改善につながるべく今回の法改正は受刑者の読書活動のみならず、矯正目的の教育方法にとらわれない読書を通して受刑者自らが自己実現を達成する可能性を広げている。明治 5 年の監獄則制定以来、平成の法改正をきっかけとして、刑務所という社会とは異なる、ある一定の制限を伴う施設での生活に変化が生じ、様々な罪状にあって服役している受刑者自身が、各々の立場に応じた権利主張を行う場が増えることも考えられるし、助長されるべきである。また、こうした活動は刑事施設と受刑者に対する社会的関心を今まで以上に高める機会にもなると期待できる。

本研究への関心は、社会から疎外されがちな存在であった受刑者及び刑務所について、その環境や読書活動の考察を通して出来る限り直接的に考えてみたいという点にある。

修士論文では、明治期から新法制定以前の昭和期に焦点を当て受刑者の読書活動、すなわち看読書籍、読書環境といった環境の歴史の変遷を整理する。特に昭和期は法改正こそなかったものの、戦後の図書館法、学校図書館法の制定に伴う図書館運動に刺激を受け、刑務所内の読書施設、蔵書の充実化が図られ、日本の刑務所における読書施設の歴史の中での最盛期ともいえる時期であった。その背景には、当時の発表論文や投稿記事の記録から看読書籍の内容をめぐって受刑者の人権擁護と施設の規律保護の狭間で悩む刑務所職員及び矯正施設関係者らの葛藤があったことが窺える。そうした職員個人の意見や研修活動、そして実際に刑務所で閲読を許可され、読まれてきた看読書籍の内容を含む職員、受刑者両者の状況を検討することで、受刑者の社会復帰を視野に入れた刑務所内の読書環境の充実化のために今必要とされるものは何か検討してみたいと考えている。

## 1.2 先行研究の検討

日本における刑務所での読書活動は、明治初年の近代監獄制度創設時に、受刑者の図書閲読を許可したことに端を発する。当時の記録によると、明治3年11月、東京府佃島徒場において四書、五経を含む修身書を購入し、徒罪人に貸与したのが官本貸与の始まりとされる<sup>5)</sup>。制定当時、図書の官費購入・備付は当然のこととされ、教化主義的刑政のもと、罪人への懲罰や管理統制といった規制の対象ではなく、改過遷善・徳性涵養の手段として図書による教化活動が積極的に取り入れられていた。さらに日本の伝統的教化主義刑政に西洋近代監獄制度を新たに結合させて創設された明治5年の監獄則において、受刑者の図書閲読に関する最初の規定が明示されていたことは看読書籍の整備に向けて発展性を保障するかのように見えた。しかし、西欧監獄の模倣とも言われる法律的文章としての不十分さや国家財政の悪化により、制定当時に掲げられた書庫の充実化は理想に止まった。その後、私本の閲読が許可され受刑者が入手できる書籍の数を増やす一方で、監獄内の規律保持など新たな懸念事項が断続的に発生したことにより、各監獄で規定を設ける必要が生じる等職員の職務を増大させた。また明治期の4度の監獄則改正に伴う受刑者の図書閲読に関する規制緩和と維持の繰り返しは、看読書籍の内容に変化を与えた。このような明治期監獄則下での受刑者の図書閲読に関しては、中根憲一が歴史的経緯とともにまとめて発表したものが代表的であり、図書閲読の活動や運営状況については大谷派・本願寺派両本願寺によって編集された『日本監獄教誨史』に詳しい<sup>6)</sup>。

大正期から昭和期の第2次世界大戦終戦後数十年までの刑務所図書館に関しては、中央矯正研修所司書を務めた加藤正明がまとめた矯正施設における読書活動、図書館活動に関する年表が存在する。これは、矯正における読書活動、図書館活動それぞれについて当時の社会的状況や図書館界の関係記事と共に年度ごとに整理されており、当時の矯正施設内での読書活動の世界的、社会的位置づけを知る手がかりとして注目すべき資料である。しかし、論文の原稿作成のための資料として加藤が個人的に作成した年表であるため、年号あるいは資料の数値に若干の誤差が見られ、その際には、『日本近世行刑史

稿』<sup>7)</sup>、『日本監獄教誨史』等の行刑制度や教誨活動に関する歴史資料を改めて参照した。日本における刑務所図書館の研究状況を概観すると、刑務所図書館研究あるいは受刑者の読書活動やその調査、その後のガイドライン作成など、受刑者の読書をめぐる環境整備が進む海外と比較して少ないというのが現状である。村田弘は、昭和期に刑務所図書館研究会を自ら設立し、日本への刑務所図書館の確立に向けてアメリカの刑務所図書館の精力的に調査活動を行い、発表論文にまとめている。そのなかの1つである『日本近世行刑図書館史稿』(“*History of Modern Prison Libraries in Japan*”)の冒頭において、“「特殊人の為の図書館」事業(Library service for special cases)についての研究は少なく、図書館学界の一つの盲点となっていると云えよう。わけでも、その中でも行刑図書館(Prison Library)に関する研究文献は甚だ乏しいのである。”と当時の刑務所図書館の状況について述べているように、今なお研究対象としての関心度とともに刑務所図書館自身の発展状況も当時から飛躍的な発展を遂げてきたとはいえない<sup>8)</sup>。しかし、どの時代にあっても少なからず刑務所図書館に関心を持ち、その発展のため地道な活動を行ってきた人々がいたことも事実である。

年号が昭和から平成へと変わると、中根憲一が刑務所図書館や受刑者の図書閲読に関する調査・研究資料や海外の刑務所図書館訪問後の事例報告をまとめた資料等を発表している。中根は平成の新法成立を機に刑務所図書館が一層の充実を図る時期にあるとして、主に法律や刑事施設の現場が抱える課題の検討を進めている。法的検討だけでなく、刑事施設の中核にある問題の指摘と海外の刑務所視察報告は幅広い視野からの刑務所図書館研究として参考になる。

中根以前に関しても、先に加藤正明が矯正施設における読書活動、図書活動に関して年表形式でまとめて簡単な私見と刑務所図書館あるいは図書室の充実を呼びかけたものがある<sup>9)</sup>。しかし、刑務所図書館という施設に関するものではなく、図書閲読や読書活動といった受刑者の行動に関する制度的変遷と行刑当局や行刑関係者の周辺活動をまとめたにすぎず、直接的な刑務所図書館研究にあたるものはこれまで取り組まれてこなかったと言ってよいだろう。

一方で受刑者の図書、新聞紙等の閲読に関する矯正局関係者の文献や法的検討を交えた研究や判例は多く、行刑法の解説や関係資料のなかに多く見られる。これらの調査・研究のなかでよく指摘されるのは受刑者の図書、新聞紙等の閲読にかけられる制限の範囲である。受刑者に閲読させることが可能な図書および新聞紙等に関する規定は「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定」とその運用上の通達にある。しかし、実際どこまでの内容を閲読許可とするかについての細かい制限の決定は各施設の実状に応じるとする旨が同規定にはあり、それゆえ受刑者の「知る自由」や「読む自由」が保護される機会の不平等性が施設ごとに生じる原因ともなり、改正直後である現在なお法改正を求める声が絶えない。

次に海外の先行研究を見てみる。イギリスやアメリカにおいては各国の図書館協会において専門委員会があることから、日本と比較して刑務所図書館が図書館の1つの形として広く認識され、そこで享受されるサービスに対して図書館関係者、受刑者双方からの関心が高いことがわかる。イギリスでは現在、すべての矯正施設に対して公立図書館から代理店(the agency basis)というかたちで受刑者への図書館サービスを実施し

ている<sup>10)</sup>。イギリス図書館審議会が実施したアウトリーチ・サービスに関する全国調査の報告書『図書館サービスの拡大を求めて：イギリス公立図書館とアウトリーチ・サービス』がイギリス教育科学省によって作成されている。地域の諸活動の拠点としての図書館の社会性がサービス活動の拡大によって、評価され地域の向上につながるという図書館の評価という観点から実施された同報告書だが、受刑者をどのような利用者と認識し、ニーズに応じた図書館サービスに取り組んでいる様子を知ることができる。刑務所当局には管轄地域の刑務所に対する図書館サービスが義務づけられており、その地域にある図書館との取り決めに基づいている。受刑者への図書館サービスのみならず、刑務所職員を対象とした短期入門コースも図書館が開設し、受刑者の読書活動を支える周辺事業に取り組んでいる。しかし、受刑者サービスを実施しながら、包括的なサービス提供の実施例が少ない状況は不十分だと評価し、その原因について、教育科学省は“多くの図書館は、経費の許容限度をみすえ、サービスの広がりにも恣意的な制限を設定しているようである。こうした状況は、多くの潜在的利用者が満足を与えられないままに放置されるという結果をまねいている。”と分析している<sup>11)</sup>。イギリス内務省刑務局は、公立図書館や私立図書館からの刑務所図書館蔵書への図書の供給サービスに対して1941年以降頭割補助金を出している。この補助金は各施設の1日の平均収容者数に基づいて決定されるが、このような政府からの理解と資金援助が行政への関心を高めると同時に刑務所図書館のサービス水準の向上につながっている。

またイギリス、アメリカ両国においてサービス水準のばらつきを現時点で受刑者サービスに関する課題として改善に努めた調査等が実施されている。先の報告書の結論に“受刑者には、通常の公立図書館と同程度のサービスと資源が提供されなければならない。”とあるようにサービスの均質化と向上が今後の課題となっている<sup>12)</sup>。

### 1.3 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。第2章では、明治監獄則・監獄法下の刑務所図書館すなわち、受刑者の読書、閲読図書について制度的変遷に沿ってまとめた。明治41年の法改正を最後に明治期の監獄法を維持してきた日本の行刑制度において明治期の制度変遷を見ておく必要があると考えたためである。昭和期の刑務所の状況を理解するにあたって重要な明治監獄則と、図書閲読に関する諸規定に言及することで制度的影響の考察を試み、当時考えられていた刑務所における受刑者の読書活動が持つ意義を検討する。なお、一般的に図書資料に含まれると考えられる新聞紙については図書資料とは区別して論述した。第3章では昭和期前半、特に昭和30年代までに焦点を当て3つの時期に区分した。開戦に向けて強まる国家統制に大きく影響を受けた戦前、戦時下での被災からの復興に時間を割いた戦後と刑務所図書館設置活動の最盛期という社会情勢に振り回されながらも刑務所図書館は看読書籍として存続することができた。当時の刑務所の状況について刑務所職員の私見や各地での集会活動の記録から、大正期までの時代との受刑者の読書活動や閲読を許可される制限の程度の差異を検討し、刑務所という施設そのものが常に社会から何らかの影響を受ける立場にあることを述べる。また、章の後半では刑務所図書館の最盛期を支えたものとして、基準案の立案や教誨師の活動についても重要事項として言及した。第4章では、刑務所そのものも社会的影響を受けていた時

期にあつて、一時的ながら盛り上がりを見せた刑務所図書館の地位確立や設置の定着に向けた諸活動についてまとめた。そして、本論のまとめとなる第5章では、日本の刑事施設が抱える問題や受刑者の生活など現状の報告と検討に章の前半を充てた。そして、刑務所内の読書施設の充実が主張される現在において、受刑者の図書閲読環境の改善に尽力してきた人々が考えてきた読書や図書資料の意義と現状との差から刑務所図書館の地位確立に向けて、またその充実化に向けて必要と考えられる視点について私見をまとめ、結びとした。

## 第2章 明治期監獄における読書活動

本章では明治期に焦点を当て、収監者の読書活動がどのような環境で行われていたのかを当時の記録をもとに明らかにしていく。明治5年の監獄則制定と同時に収監者の監獄（現在の刑務所）内での図書閲覧を許可する内容が初めて規定に盛り込まれた。制定当時は、まだ監獄という名称が用いられていた刑務所の日常的な運営は、当時から法務省が発令する通達や通牒に従ってなされてきた。明治監獄則は刑務所の運営に関して法的に規定した、日本にとって初めての近代監獄制度でもある。そのため新たな法律を制定したばかりの明治期において、立案当初から理想とされた円滑な運営は現実には困難なものであり、制定直後から頻繁に発布された通達の数と発令頻度からも、当時の職員や政府関係者が試行錯誤していた様子が窺える。収監者の図書閲覧に関しても同様であり、施設に備え付ける官本の内容から、閲覧を許可する図書や新聞、雑誌の内容に至るまで多くの細かな諸規定が発令と変更を繰り返されていた。外部社会から隔離された場所で生活する収監者にとって図書閲覧を制限する根拠となる規定事項は、彼らの読書活動に少なからず影響を与えるものである。そこで、第2章、第3章にわたり明治、大正、昭和という時代の経過に沿って制度的背景、収監者の読書活動の状況との関係から当時の様子を見る。そして、このような矯正施設において図書や読書といった行動がどのように考えられ、運営に反映されてきたのかを明らかにしたいと考える。

明治監獄則は制定後、明治14年、同22年、同32年と3度にわたって改正され、その後明治41年の改正時に「監獄法」へと名称を変更し、監獄則は実質的に廃止となる。したがって、本章ではまずこれら改正年ごとに明治監獄則下の時代を区分し、それぞれ収監者の図書閲覧に関する状況を述べていきたい。なお、本文中で用いる用語に関しては、明治期の監獄においては罪の未決・既決に関係なく、罪人あるいはその容疑をかけられた者を収監していたため、ここでは受刑者ではなく「収監者」という語を用いて当該施設の被収容者を指すものとしておく。

### 2.1 監獄則制定以前：幕末から明治初期

すでに述べたように、収監者が監獄において図書閲覧をすることが認められたのは明治5年の監獄則制定によってである。監獄則内の図書に関して“監獄内に書庫あり多く佳書を蔵し以て囚人の誦読に供す”という規定が盛り込まれた<sup>1)</sup>。すなわち、囚人の教化のための書庫設置を規定しており、創案者である小原重哉の主張である。しかし、あくまでこれは監獄内で書籍を保管するための書庫的な場所についての規定であり、収監者の図書閲覧に関しての規定というものはまだ見られない。記録によると、収監者に対する官本貸与は監獄則の起草以前からすでに実施されていた<sup>2)</sup>。東京府佃島徒場では四書、五経を含む修身書を官費で購入して収監者（当時は徒罪人と呼ばれていた）に貸与していたのである。また教育のために行われる講義では、収監者のなかから読書のできる者を選んで経書を貸与し、彼らの学習活動に供していた。こうした読書活動を支援する取り組みは幕末期の伝統的な教化主義的形成的流れにおいて、図書および読書の意義が当時の有識者や政府関係者によって評価されていたことに因ると中根は述べている。当時、監獄における図書の官費購入と備付は当然のこととされていた。中根は、収監者の読書活動は“規制的対象としてではなく、むしろ積極的に、改過遷善・徳性涵養の一

手段としての、いわゆる図書教化が指向されていた”と当時の状況を指摘しており、この指摘のように既に書物を通じての教化思想が定着していたのであった<sup>3)</sup>。こうした日本における仁愛的教化主義刑政が当時の日本の行刑思想の中心にあり、監獄則を起草者である小原の主張にも影響している。

施設としての読書環境の整備は監獄則が制定される以前から、久坂玄瑞、佐久間象山、吉田松陰らを中心として幕末の獄制改革が強く求められていた。久坂らが模範としたのは、米国の監獄制度であり、清潔かつ快適な衣食住生活が可能な施設の整備に尽力し、運営に効を得ていた隣国に倣おうとしたのであった。

## 2.2 明治監獄則下の刑務所図書館

### 2.2.1 明治5年監獄則

明治5年、「監獄則並びに監獄図式」が頒布された。日本で最初の刑法典である「新律綱領」の明治3年の完成を受けて、執行法としての獄則が急がれて日本における初めての監獄則は誕生した。この監獄則は、幕末の獄制改革のなかで模範とされていたような米国のそれに由来するものではなく、実際には当時の英国領香港・シンガポールの植民地監獄を模範として起草されたものであった。法として海外の先例に倣いつつも、本則の基盤となっていたのは日本の伝統的教化主義であった。明治5年監獄則は、近代初期の西欧監獄の教育的な原型が幕末維新段階に観られる儒教的概念で捉えられたものであり、幕藩牢や寄場の実状と経験に立って日本風に表現されたものだった<sup>4)</sup>。したがって、同則の図書に関する規定についても植民地監獄の規定に類似したものでありながら、書物を通じての罪人教化という思想を含んでいた。その後の改正を重ねる間に、読書は収監者の服役生活のなかでの懲罰項目の内容に図書の閲読禁止として規定が加えられる。現法では、刑務所での秩序を乱す行為すなわち安全性を脅かす行為をとった者は、施設の規律を違反したとして懲罰が科せられることが規定されている<sup>5)</sup>。懲罰の1つに「文書図画閲読の3月以内の禁止」があり、これはレクリエーション行為としての読書の禁止を意味したものである。しかし、制定当時の監獄則には懲罰内容としての図書閲読の禁止事項は見当たらない。というのも図書閲読が、監獄において罪人の処遇上有用と考えられる図書を備え付け、閲読させるという教育的処遇として同則に位置づけられていたためである。

監獄書籍館の存在を示唆するような監獄内の書庫に関する規定が監獄制度の一部として確認されるようになったものの、現在の図書館に相当する書籍館としての運営の実施には到らなかった。各監獄施設において官費によって購入された教科用図書を設置するにとどまり、当初監獄則の理想とはほど遠い未完成の状態であった。図書閲読の許可基準や制限等もまた明治5年の監獄則にはまだない。そのような特別な許可基準の設定されていない、比較的緩やかな規制下において、官有図書の閲読が許可され、取り扱い等の許可についての細かい決定事項は各庁府県の裁量に委ねられていた。明治7年にはそれまで官本と私本に限られていた閲読図書だったが、監獄側の検閲手続きを経たもの限り新聞紙の閲読も許可するよう規定が改められた<sup>6)</sup>。したがって、監獄則制定直後の監獄では収監者は書物や新聞の内容を特に制限されることなく図書の閲読が可能であった。だが、図書の内容は官本貸与による閲読が中心であるため、必然的に修身や宗教と

いった教育的処遇の目的に沿ったものに偏向していった。小原は修身書の例として、“孝経、大学、中庸、論語、小学、先哲家訓、遺誠の類、及び世間販売する所の翻訳書立志編、品行論、勸善訓蒙、小学修身訓、修身幼訓等”をあげている<sup>7)</sup>。ここに列挙されている図書の内容からも、罪人を善導するために好ましいと考えられていた本が官本として優先的に収集されていたことがわかり、適当な修身書か否かは監獄側の独断により判断された。

では、国が購入して監獄に配置する官本ではない、収監者が自費によって外部から購入し閲読できる私本の閲読許可制限についてはどうだろうか。個人の領置金<sup>8)</sup>や近親者など外部からの差入れによって入手できる私本については、明治6年に未決囚に対して『春秋左氏伝』を含む書籍5種の下げ渡しが初めて許可された。翌年には収監者が所持金を売却して得た収入による親類を通じての書籍の自費購入<sup>9)</sup>が可能となり、さらにその翌年には収監者への書籍および文具の差入れが許可された。

しかし翌9年には教育・紀律上の問題を理由に差入を許される書籍が制限されるようになり、まずは遊戯猥褻に渉るものが、次いで法律書の差入れが禁止されるようになった。どのような種類の書籍の閲読を許可あるいは禁止するかは官本の扱いと同じように、各庁府県の裁量とその決定に対する内務省の判断によるやり取りにおいてその取り扱い事項が各々決められていた。そのため同一の書籍であっても閲読が許可される地域とそうでない地域に分かれ、施設によって不公平な処遇がなされていたといえる。そもそも官本と私本とでは、監獄側にとっては官本書籍を閲読させるほうが収監者を管理するうえでは明らかに好都合であった。私本を購入したりすることや、親族に差し入れてもらうことは物品の授受という外部世界との接触によって成り立つものであり、そうした物品を受け入れる際には管理者側の十分な注意を要した。そのため、職員の作業に負担となりやすく、あまり好ましいと考えられていなかった。この紀律上の問題と教育的処遇の実施を支えるものとして、官本の十分な設置が求められていたが、早急に進めることはなかなか容易ではなかったようである。日本の監獄は制度面だけでなく、官本や施設の整備状況においてもすでに海外の監獄と比較して遅れをとっていた<sup>10)</sup>。そのような状況の打開策として、消極的に私本の所有が認められていった。今現在、収監者に閲読させる図書の半数以上は私本に依らざるを得なくなっている。こうした状況は監獄則が制定された初期から続いており、官本の整備については現在に至るまであまり大きな発展がなかったといえよう。

閲読する書籍の内容に制限が加えられるようになったと確認できる規制は、図書資料全般に関しては明治8年の新聞紙の差入れ禁止であろう。以降、閲読図書が許可される範囲は制限化へと進み、特に政治や時事に関する書物に関しては時事を伝える新聞紙だけでなく、その他一般書籍についても閲読できる内容に制限が加えられていく。明治9年には、書籍について遊戯猥褻なもの差入れが禁止された。また同じ収監者であっても、少年囚は新聞や時事の論説を含む図書の閲読は禁じられており、修身、営業を学ぶうえで必要なもののみが閲読が許可されていた。こうして収監者が閲読できる書籍は、教育上そして紀律上へと徐々に幅広い制限を受けるようになる。また少年囚の閲読図書の許可制限にあるように、罪人の年齢や罪の未決・既決など罪人の状況に応じて閲読可能な資料や内容に細かい制限規定が定められるようになっていく。しかし罪状に限らず、

許可基準のない状況にあつて各県の書籍閲読の取り扱いには明らかな差が見られた。明治6年、プロテスタント宣教師ジョン・C・ベリーが大阪、兵庫、京都の監獄を視察した報告書を作成しており、そのなかに当時の各府県の監獄での図書閲読の状況についての言及箇所がある。書籍の閲読に関して収監者の閲読のために備え付けられた書籍の種類について尋ねた質問に対して、兵庫県が新聞紙のみの貸与と回答している。しかし同じ質問を受けた大阪府は罪人の望む書籍を貸与すると回答しているように、閲読書籍の内容が監獄の所在地によって大きく異なっていたといえる。なお、これらの回答からベリーは報告書において、正しい選択過程を経て種類、数ともに書籍が十分に揃えられた獄舎において期待できる教化善導的効果は大きいとし、適切な獄舎書籍房の設置を急ぐよう説いている<sup>11)</sup>。

このように、制度として図書閲読の許可基準は監獄則に未だなく、収監者の閲読の自由の機会に平等性が確保できない各庁府県は監獄の閲読図書に関する何らかの許可基準を決定せざるを得なかった。当時の資料によると、おおむね備え付ける官本は漢文、経書、道話、勸善終身といった罪人を善導するような教化的内容の図書で構成されていた。横浜監獄では、官本の貸与と同時に文具を支給して文字を学ばせており、教科学習も兼ねていた。また埼玉県が明治11年に他県に先んじて書籍貸借規則を制定し実務に適用した例を除いて、図書閲読全般に関する規定が各庁府県で制定され、運用され始めるのは明治20年代に入ってからのものであり、その直前に明治監獄則は第1回目の改正を迎えることとなる。

## 2.2.2 明治14年監獄則:監獄則第1回改正

明治14年9月、主にベルギー、フランスの獄制を模範とする監獄則が改正された<sup>12)</sup>。明治14年の監獄則は旧刑法と治罪法の制定に伴って改正された。在監人給与規則(明治14年制定)、在監人傭工賃規則(同年8月制定)を合わせて制定されたものであり、図書閲読に関する規定項目にも影響している。明治14年監獄則は図書閲読に関して次のように新たに規定した<sup>13)</sup>。

- 第15条 在監人書籍ヲ看ント請フトキハ新聞紙及時事ノ論説ヲ記載スルモノヲ除キ修身又ハ営業ニ必要ナルモノノミヲ許スベシ
- 第55条 監署ニ領置ノ工賃ハ本人ノ請ニヨリ親族ニ贈与スルヲ許シ又ハ書籍其他必要ノ物
- 品及第69条ニ従ヒ食物ヲ請ヒ之ヲ給スルコトヲ得
- 第89条 未決者及ヒ懲治人ニ其親族故旧ヨリ書籍用紙衣服臥具又ハ飲食物ヲ贈ラント請フトキハ之ヲ許ス但酒又ハ煙草其他撰生ニ害アルモノハ此限ニ在ラス
- 第90条 已決囚ニハ書籍用紙ノ外一切差入品ヲ許サス

前項の監獄則との大きな違いは、まず閲読図書の許可書目を第15条に法定し、明記したことである。収監者の感化教育上必要なものとして修身書を、また釈放後の経済的基盤の確立を支援するうえで必要として営業に関する書籍の2種に関して閲読許可が記されている。これら2種の許可書目選択の根拠としては、まず修身書は伝統的な行刑思想を基盤とする教育的善導に依拠しており、前述したように監獄則の起草者小原重哉によ

って修身書の内容は例示されている。次に営業書は、本則において初めて見られる書目であるが、これは収監者の経済的自立によって再犯を防止するという刑事政策的配慮によるものであった。また、許可規定はあくまで「許スベシ」すなわち（収監者から要請があった場合にのみ）許す場合があるという、あくまで例外的な許可に基づくものであり原則としては不許可とされた。第 15 条の規定により、図書閲読の許可判断及び決定を執行するうえで全国的な統一が図られるかと思われた。しかし、制定後の新監獄則の規定と実際の運用状況との関係について、中根は“新監獄則第十五条は閲読図書の許可書目を法定し、修身・営業に必要なもの、と定めはしたが、その具体的内容については法文上必ずしも明白ではなく、各庁府県監獄は、具体的判断の相違から依然として取扱いの差異を免れ得ない状態であった”と観ている<sup>14)</sup>。

未だ不統一な監獄則の運用状況を受けて、その統一化を図ろうと明治 17 年、監獄事務諮詢会が開

かれた。これには現在の刑務所長にあたる監獄長が一同に招集された。本会における 12 の決定事項のなかで、図書閲読についても一応の例示としてではあるが、各監獄の書目選定の際の判断基準として資するよう 54 の書目が提示され、提示書目の半数以上を修身書が占めていた<sup>15)</sup>。なお改正時、山県有朋内務卿が看読図書として 50 種を指定しており、ここでも修身書が中心であった。残りの 10 数種が営業書、そして 3 種が宗教書である。宗教書については、監獄制度開始初期から収監者の修身に良いとされ閲読は広く許可されてきた。すでに切支丹禁制が廃止されていた当時ではあるが、ここにあげられた宗教書にはキリスト教書は含まれてない。このことへの各県からの異論に対し内務省は、禁制廃止後まだ時間が経過していないため監獄の管理者側にキリスト教に精通した職員の配置が不十分であることを理由としている。逆に宗教書に関しては例示された 3 書を削除して特定書目は設けないほうが良いのではないかという意見も出され、実際には要請があれば他の宗教書も許可するなど、最終的には各施設の判断に委ねられた。許可書目も一応の例示に過ぎないため、“他にも善書があれば加えるも可なり”という説明により、必ずしも例示書目に限っての閲読許可ではなかったようである。

第 55 条は自弁品の購入に関する規定である。在監人の給与規則および傭工賃規則をもって収監

者の刑務作業に対して支払われる作業工賃が支給されるようになった。収監者に与えられた工賃は領置扱いとなるが、収監中は作業工賃を使用しての物品購入が認められた。購入できる物品として書籍の名が記されており、“人ヲ誘導シテ善道ニ帰セシムルノ種類”の書籍は購入されることが望ましいと小原は説明している<sup>16)</sup>。また、第 89、90 条は差入れの法的根拠を示すために初めて規定が設けられた。罪の未決・既決によって入手できる物品に制限の違いがあるものの、書籍に関しては入手と閲読が両者ともに許可されていた。なお、他の物品への審査手続き同様、書籍についても内容の検閲が必ず行われることが義務付けられた。ただし、法律書の類は明治 11 年に差入れがすでに禁止されていたことは既に述べている。これについては明治 13 年に裁判所の協議を行ったうえで未決囚への閲読を許可できるよう変更された。既決囚への閲読許可の決定事項は曖昧なままだったため、明治 14 年、内務省の通達によって既決囚への法律書閲読は統一して禁止する旨が発令された。

閲読許可の範囲に対する制限化と統一的な法運用を目指す指針の作成など周辺整備が続くなか、官本・私本とその扱いはどのように変化していたのだろうか。明治20年以降、書籍の取り扱いを定めた独自の規則を設ける監獄が全国的に増えていった。名称も「書籍貸渡規則」、「既決在監人書籍貸与取扱手続」や「書籍保管仮規定」など監獄によって様々であり、決定に際して監獄独自に判断を下すもの、あるいは監獄を管轄する都道府県に上達してその判断を請うなど取り決めの方法も一様とはいえない。内務省が作成した不明確な全国指針のもと、各監獄で実情に応じた何らかの許可基準等を設定して自らが所有する官本の管理に奮闘していた様子が窺える。官本の整備状況は、不十分な購入予算という整備を困難にする状況に直面していた。官本の購入予算だけでなく、監獄の運営費用全体において財政的状況は逼迫していた。明治14年から府県監獄費の国庫支弁が停止され、地方税を監獄の運営に充てることとなったためである。士族の争乱やその後続いた自由民権運動と当時の不穏な社会情勢により、急激に収監者が増加したことも財政状況の困難化に拍車をかけるものとなった。財政状況の悪化によって官本整備費用が減少したことは、急がれる官本の整備を遅らせただけでなく、各地方の経済状況によって左右され、各監獄の官本の整備状況に格差をもたらした。そうして官本を原則としていた監獄内の図書資料は、私本が占める比重が徐々に増え、厳しい制限体制を維持しながらも、徐々に領域拡大の受け入れを余儀なくされた。

私本に厳しい制限が設けられてきたのは、外部世界とのつながるものの施設に与える影響を多大に懸念してきた日本の監獄の官本主義体制があったためである。第15条は、第13、14条と続く監房への物品の持ち込み規制の一部となっている。このような法規内の位置づけは次の2つのことを示すものであり、明治5年監獄則からの理念の衰退の表れであるという<sup>17)</sup>。まず第1に閲読書籍の中心に私本が位置づけられるようになったことであり、これは官本主義体制の後退を示す。そして次に、他の財貨物件と同じく保安上からの規制的コントロールの対象として書籍が扱われていたことである。書籍館の設置を規定した明治5年の監獄則と比べても、その内容は理念というよりもより実務的なものにまとめられている。不穏な社会状況と全国的な財政難、そして運用の不統一を導いた法の不完全性などを要因として、監獄則で当初掲げられた書籍館設置という高い理想は明治14年監獄則において次第に崩れていった。その代わり、各道府県の申し立てを基盤とした内容の通達をもって法の不完全な部分を逐一補っていった。実務面での全監統一が実現化されない状況のなかで、各監獄が独自の図書閲読の実務に関する規定を設け、適用してきたことは中央ではなく各地域の主体的な運営を助長させ一定の独立性が確保できたことも事実であった。

詳しくは本論文の第4章で後述するが、明治20年の『獄事新報』に“獄内に書籍館設立のこと”と題された刑務所図書館の設置を求める意見ともとれる内容の記事が掲載された。この記事に示される獄内に設置すべき「書籍館」として、具体的にどのようなものが想定されていたのかを確認できる資料は確認できなかったため、今回は明らかにできなかつた。しかし、当時の監獄外の社会の動きを見てみると、日本に東京書籍館を筆頭に公共の書籍館が全国的に設置され、その数は年々増えていった。ここから、初期の監獄則で述べられたような書庫としての部屋ではなく、書庫以上の、より近代公共図書館的な機能に近いものを備えた書籍の閲覧室が望まれていたのではないかと考えられる。

また、制定までには至らなかったものの、監獄書籍館構想や書籍購入費の調達案が第2回監獄則改正の改正案において検討されていた。官有書籍の整備に傾注した法的規定が思案されたことは、私本の領域拡大を受容しつつも本則としては一貫した官本主義のもと私本を制限しようとする官側の強い態度を示しているといえよう。

### 2. 2.3 明治 22 年監獄則: 監獄則第 2 回改正

社会的啓蒙、監獄改良などの行刑思潮の動きを背景として、明治 22 年第 2 回目の監獄則改正が行われた。この改正則には厳格な自由刑の執行と国家管理による監獄の運営といった行政的特色が極めて強いものとなっており、ドイツ監獄学の影響を直接的に反映するものとなった。管理監獄学に基づく処遇方針が定められ、その基本法則を法規に、日常的な諸事項は処遇細則によって各施設の施設長の裁量に委ねられる、監獄則と処遇細則の 2 本化で監獄の法体系が形成されることとなった。

監獄則第 2 回改正当時の日本は、幕末以降続いた反政府運動がひとまず沈静化の方向へ向かっており、監獄内も収監者の減少と同時に安定期へと突入していた。明治 22 年 2 月にプロイセンを模範とした大日本帝国憲法が発布され、ドイツ的国家体系の構築のための礎となるべくしての改正であった。そのため、明治 22 年の監獄則はドイツ監獄学の直接的な影響を受けた内容となっている。わずか 52 条の全文と監獄則施行規則（内務省令第 8 号）からなる改正監獄則は、運用の詳細を省令の施行規則に頼っており、そうすることで法の不足部分を補完した。旧監獄則との相違点としては「未決者」が「刑事被告人」と名称を変更した点がある。これは、有罪判決を下され、刑が確定している既決拘禁者との身分を大きく区別するものであり、刑事被告人は刑が確定以前の状況であることから無罪と推定され、監獄での処遇も緩和された。図書閲読に関しても処遇の緩和は影響しており、刑事被告人の図書閲読許可範囲は大きく拡大された。また、収監者の個別処遇の重視と適用も本改正の注目すべき特色の 1 つであり、各人の教育程度、職業、受刑態度等の個別的あるいは主観的要因を考慮した個別具体的な処遇が行われるようになった<sup>18)</sup>。

次に図書閲読に関する規定の変更部分について見てみたい。図書閲読の許可基準が第 32 条に規定されており、条文の全文を以下に抜粋した<sup>19)</sup>。

第32条 囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看ント請フトキハ之ヲ許ス  
囚人及懲治人書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノ  
ニ限リ之ヲ許ス 刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ総テ之ヲ許ス但領置  
外の書籍は当該裁判官の承認ヲ経ヘキモノトス  
新聞紙及時事ノ論説ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラズ  
(下線は筆者)

これまでの監獄則の図書閲読に関する規定と大きく異なる点が少なくとも 2 点ある。まず、許可書目の規定から客観的な閲読許可基準という判断基準に法定したことだ。各県ないしは各監獄の裁量によって閲読許可書籍の範囲が定められてきた極めて不公平な状況を改善するうえで有用な許可基準の明文化は、許可範囲の全国的な統一に向けて前

進させるきっかけとなった。しかし、本改正の変更点としてもっとも注目すべき点は次に述べる図書閲読許可範囲の拡大であった。刑事被告人（未決拘禁者）が名称の変更とともに処遇内容も大きく緩和されたことには既に言及している。さらに閲読図書の許可範囲についても大きく緩和され、第 32 条では刑事被告人においては全て読む事ができると規定している<sup>20)</sup>。ただし、紀律取締上、制限が加えられる可能性は残されたままであり、無制限の図書閲読が保障されたわけではなかった。他の収監者についても許可範囲は拡大され、修身、営業の 2 種から、新たに宗教教育を加えた 4 種へと書籍制限の幅が拡大された。また、旧監獄則まで禁止されていた法律書はここにきて突如閲読許可と規定された。その理由は明らかではないが、おそらく大日本帝国憲法の臣民権利義務規定によって、国民の 1 人でもある在監者から法律・命令を知る権利まで奪うことはできないという意見が認められたためであろう。しかし、個別的処遇に基づく閲読許可に関する個別の判断が実務面においては主であり、規定されたとはいえ、実際には法律書の閲読可能性を保障できるものではなく形式的なものに止まった。

地方税によって支弁されていた監獄費だが、明治 20 年代に入り、社会情勢の安定とともに地方税も充実していった。それに伴い、再び官本主義が強調されるようになり、一度は受け入れざるを得なかった私本の領域拡大に歯止めをかけ、次第に制限していく。官本主義は明治 32 年の改正案において、官有書籍を蔵書するための書籍室、図書閲読のための閲覧室という官本およびその管理面についても整備されることが望まれるようになる。また、官本主義を主張する小原らは私本を必要としないでいいような環境にするためには官本の十分な整備が重要だと考えた。当時、書籍購入費の支出区分は各監獄によって様々であり、しかも低額であった。このような状況で官有書籍の購入費捻出についても苦慮した形跡が改正案には見られ、明治 31 年に開催された典獄諮問会<sup>21)</sup>では様々な捻出案が提案され、討議された。こうした監獄当局の積極的な官本主義体制により、私本は制限を受けていくようになる。作業工賃による書籍購入は法規において許可されていたが、領置金の現在高が出獄後の生活資金確保を考慮したうえで書籍購入に見合うと判断される場合に限り購入が許可された。個別処遇に基づいて、収監者諸々の個人的事情が稽案されたためである。書籍の差入れについても、紀律上の理由から担当裁判官の承認を必要とするなど厳重な制限が加えられていく。私本に対する制限の厳重化は、明治 27 年から次の改正が行われる同 32 年に至まで次第に各庁府県の監獄における書籍の差入・購入冊数の減少として如実にその影響が表れている。

法規定がもたらした閲読許可範囲の拡大は、収監者の図書閲読の制限を緩め、最低限の必要制限にまで縮小する可能性もあった。しかし、個別処遇の重視という新たな獄制の方針は、運用段階において監獄を管轄する内務省および関係者に都合よく適用され、官本主義の再強化と強化を招く結果となった。

#### 2. 2.4 明治 32 年監獄則:監獄則第 3 回改正

明治 32 年の監獄則改正は、獄制の改革を大きく進展させた。それは内務省から、府県知事の間接監督を介さない、司法省への直轄へと監督者が移行したことにより、ようやく獄制の全国的な統一の実現へと向かうことから始まる。改正直前には、監獄費が全額国庫負担となることが帝国議会において可決されていた。明治 14 年に停止されたまま

った国庫支弁に復活は監獄費をより充実させるとともに施設間の経済的不均衡を是正し、地方監獄が直面してきた財政状況の悪化を食い止めた。改正の大きな理由となったのが、明治 27 年領事裁判権の撤廃であった<sup>2 2)</sup>。不平等条約の解消によって日本国内において外国人を逮捕、監禁、裁判を行うことができるようになり、したがって新たな収監者に外国人犯罪者も加わることになったのである。これを受けて監獄則施行細則は全面的に改正されることとなった。監獄則についても部分的ではあるが、若干の改正が加えられた。さらに、別途「外国人拘禁処遇標準」(内務省内訓第 712 号)を設けて、外国人の監獄内での処遇に関して細則が定められ、新たな収監人受け入れに向けての法的準備が進められた。

治外法権の撤廃と外国人拘禁処遇体制の実現をもって、日本は欧米列強から文明国として承認され始めたといえよう。明治監獄則制定時からある石川島監獄署の老朽化や収監者の増加という現実的な施設維持の困難性に直面していたこともあって、国際的に通用する監獄の建設計画案が改正の前段階から浮上し、着々と準備が進められていた。明治 28 年 12 月に竣工した巢鴨監獄の完成は、獄制面の不備を補うほどのものであった。監獄内部に鉄製洋式寝台、外国人収監者用食事、医療施設等を備え、赤煉瓦で装備された外観で、まさに模範的な近代的国際監獄と呼べるものであった。

監獄則において目立った改正点は見られないが、図書閲読に関して改正の意義は大きいものであった。図書閲読の許可基準を規定していた第 32 条が部分的に改正され、旧監獄則で修身、宗教、教育、営業の具体的な 4 種の関連書籍に限定されていた内容から、これら書籍項目が削除されたのである。これによって、従来慰乐的と問題視されてきた卑史小説や伝記等の閲読も可能になったのである<sup>2 3)</sup>。閲読図書の拡大は、紀律主義を重視してきた監獄側の懸念をますますのものにしたことは容易に考えられる。そのような事態を予測していたためか、直前に開かれた典獄諮問会での諮問を受け、閲読書籍の許可範囲の拡大と官本の整備・充実に関しての具体的な指示が明治 36 年の典獄会議では早速出された。ここでは、“感化上有害ならざるのみならず、さらに感化上有益でなければならぬこと”が許可の判断においては要請している<sup>2 4)</sup>。加えて、閲読の目的や必要性、閲読を希望する収監者の個別的事情の一層の勘案も判断の決定には重視すべきだとしている。実情に応じた最終的な判断が各監獄に委ねられたことで、許可基準を不明確なものにし、再び統一的な法の適用は難しくなっていた。図書閲読に関する規定ではないが、この改正監獄則では、日曜の刑務作業の就役が廃止されている。そして就役廃止によって確保された時間を有効活用することが指導され、その例として教誨および書籍看読の時間に充てることを提案している。

また今回の監獄則改正によって第 32 条 4 項に規定があった新聞紙閲読禁止条項が削除されたことは、同規定が明治 15 年の禁止事項の制定以来変わらなかったため、上述した 2 項の削除と合わせて閲読許可範囲を飛躍的に拡大させた。現在もそうだが新聞紙は一般書籍とは区別され、特別な規定を設けて取り扱われてきた。したがって、明治監獄則下での新聞紙の扱いについては本章の後半で別に述べることとする。

## 2.3 明治41年監獄法制定

ヨーロッパ監獄学に学んだ小河滋次郎らによって講じられた監獄学の影響を受け、明治期の監獄則は人道主義や改善といった思想的背景をもつ監獄学的な認識に基づくものであった。しかし、その特色は収監者の個別的な処遇というよりも、秩序と強制による監獄の管理という監獄管理法としての制度的、技術的精緻であった<sup>25)</sup>。収監者の合目的な処遇による社会適応化の促進を目指すというような刑事政策的思想が現れるのは監獄法制定後のことである。明治期の3度にわたる監獄則の改正を経て、刑法の改正が大々的に行われ、明治41年「監獄法」と名称も変更され、新法が制定された。監獄法立法の際にも、再びドイツの行刑制度が模範となったが、ドイツ本国では収監者の教化改善のための行刑を目指した処遇機構の形成が積極的に進められていた。こうして監獄則を法律として定めた新法は以降、平成18年に現行の「受刑者処遇法」が成立するまでの間日本の行刑制度の中心軸として維持されていくこととなる。収監者の図書閲読に関して監獄法は第31条で“在監者文書、図書の閲読を請ふときは之を許す 文書、図書の閲読に関する制限は命令を以て之を定む”と規定しただけである<sup>26)</sup>。日常的な実務上の運用に関しては施行細則に委ねられたことは言うまでもないが、刑務所における文書、図書の閲読という行為が依然として例外的に許可を与えるものと認識されていたと受け取れる。さらに同法第31条が第29条から続く収監者に対する「教誨及び教育」に関しての一連の規定箇所において言及されていることから、教育的な処遇方針に沿った内容のみに図書閲読は限定されていたといえよう。

監獄則にはなかった事項として、監獄法では新たに賞罰規定が設けられた<sup>27)</sup>。第58条から第62条の規定事項に基づき、服役生活において収監者に何らかの改悛の兆候が認められた場合は、改悛の程度に応じた賞遇が与えられ、逆に紀律に反する行為が認められた場合には懲罰に処すという内容であった。第60条では、紀律違反を犯した収監者への懲罰の種類があげられており、ここに示される懲罰の1つに図書閲読が含まれている。減食や作業賞与金の減給、物品の自弁の停止に並んで文書、図書閲読の3ヶ月以内の禁止が懲罰として認められ、図書閲読そのものが禁止することを認めている。

次に監獄法施行規則を見てみる。“文書図書の閲読は監獄規律に害なきものに限り之を許す 新聞紙及び時事の論説を記載するものはその閲読を許さず”という、施行規則第86条の規定は明治32年の第3回改正で条項の削除をもって禁止が取り消された新聞紙及び時事に関する論説の閲読を再び禁止している。監獄法の起草者であり、監獄内の書籍館構想を唱えた小河滋次郎が収監者の図書閲読について『監獄学』において言及した箇所がある<sup>28)</sup>。小河は犯罪人の反省顧慮を促すためとして、教訓的家庭的な書籍雑誌の設置を評価する一方で、やはり監獄の厳正な紀律保持を重視し、新聞紙の設置は監獄が犯罪人を社会と隔離する場所であるがゆえに許可されないと述べている。ここでも、収監者の図書閲読は感化教育や教科教育といった教育的処遇上有用とされる反面、施設の紀律維持を重視するうえで刑務所という環境の特色を考慮せざるを得ない葛藤があったことが窺える。とりわけ時事的な内容を豊富に含む新聞紙は、社会との共時的なつながりを維持するうえで有用であり、監獄施設の目的を考慮したうえで収監者に閲読を許可することはできないと判断されたと推測できる。新聞紙は別規定をもって取り扱われてきたが、監獄則および監獄法においてどのように規定されてきたかを次節で述べる。

## 2.4 新聞紙の取扱い

新聞紙は、看読書籍のなかでも他の図書資料とは区別され、収監者に閲読を許可する際の取扱い規定が別に設けられている。したがって、取扱い規定が変更された頻度は少ないが他の図書資料のように監獄則の改正に沿って、新聞紙そのものの閲読、あるいは購読許可と記事の内容に関する許可範囲も変更されてきた。本節では、これまで触れてこなかった新聞紙の取扱いについて述べたい。

新聞紙はその発行形態と内容の性質によって、他の書籍や図書資料とは異なる特殊性を持っていると考えられる。社会で起こる様々な時事をできる限り迅速に読者に伝えることを目的とする新聞は、どの時代にあっても収監者にとって時間を隔てることなく、世の中の動きを知るための重要な情報源となっている。施設と収容者や職員の安全面を重視する風潮にある日本の刑務所では、私たちが通常使えるインターネットや報道番組の同時視聴ができる情報環境はなく、受刑者が充実した利用環境で生活しているとはいえない。テレビの報道やラジオの放送は特定のものに限って視聴することが許可されている。視聴といっても放送時に視聴するのではなく、あくまで検閲基準での許可範囲内で、担当職員によって録画されたものを限られた時間内に視聴するのである。こうした現状や社会から隔離された物理的環境という施設の特徴、そしてその環境の基盤となっている現行の制度から考えて、収監者にとっての新聞紙とは唯一の情報源といっても過言ではない。また、特に新聞を特殊なものとしている時事的な内容によって、新聞は収監者がニュースを通じて社会とのつながりを得られる重要な橋渡しになるとも考えられる。一方で新聞の内容が持つ特殊性は、管理者である刑務所当局にとっても施設運営上、重要な影響を及ぼす存在である。例えば、暴力団組織の抗争が勃発したとする。そして抗争を起こした渦中の暴力団両組合に所属していた組合員が入所している刑務所に事件の報道内容が入り、組合員らの耳に入った場合、施設内において収監者同士の争いを導く結果が生じる。施設内でのトラブルの発生は日常的なことであり、それゆえ監獄則が制定された当時から新聞紙ならびに新聞紙閲読の取り扱いをめぐっては数多くの問題が伴うものとして、その方法が思案されてきた。刑務所だけでなく矯正施設全体において、新聞紙に記載される内容に関しての検閲事務には膨大な時間と労力を職員に必要とするものであり、現在も状況は同じである。

司法省の指令によって既決・未決の如何に関係なく、明治7年収監者への新聞紙の差入れが初めて許可された。しかし、自由民権運動の活発化により新聞紙上で官権派と民権派が対立する言論戦が展開され始めたため、新聞紙の閲読が及ぼす収監者への思想的影響が危ぶまれ、翌年には新聞紙差入れは禁止されることとなった。新聞紙条例の改正によって、それまで新聞紙を育成する立場をとっていた政府も弾圧の方向へと態度を変え、そのような社会情勢を受けての禁止措置の決定であった。その後、刑罰が決定されていない禁獄人にも例外的に新聞紙の差入れを許可するも、翌年11年にはいかなる収監者に対しても差入れが禁じられた。禁獄囚取扱規則第6条に禁止措置が記され、“新聞紙又は時事に渉る書類は揮て差入を禁ず”とある<sup>29)</sup>。この新聞紙だけでなく政治や時事に関する一般書籍の差入れも禁止する規制の拡大は明治14年の改正時に監獄則上でも明記され、差入れに限らずこれらの閲読そのものも禁止された。特に未決収監者である禁獄人については、新聞紙閲読による情報が裁判の経過に影響することが懸念された

ことが禁止の主な理由とされた。これは、法律図書館を刑務所内に設け、自らの罪状の改善のための受刑者の調査活動に供されるアメリカの刑務所図書館の姿勢と対照的であり、管理監獄法的な性格が日本の刑務所には今なお定着している。

明治32年、監獄則第32条第4項の削除をもって、同15年以來の新聞紙閲読禁止は突如撤廃された。禁止事項の撤廃はその直後監獄局長通牒により、新聞紙閲読の許可は“感化若くは紀律に妨げなき場合”においてなされるものとして扱うよう指示が出され、必ずしも全面的な新聞紙閲読の自由というわけではなかった<sup>30)</sup>。また刑罰が確定していない刑事被告人への新聞紙や時事関連の論説の差入りを禁止する措置事項であった第38条第2項は残存したままであった。しかし、これは外部からの差入りを禁止したものであって、新聞紙の閲読そのものは許可されたため、収監者は刑罰の確定の有無に関らず自費で購入すれば、閲読することはできたのである。入手方法に規制はかけられたまま、閲読が許可されたこともまた、安定しつつあった当時の社会状況の影響を受けたのであった。社会情勢が直接的に影響してきた新聞紙の取扱いは、新聞紙の当時の社会的地位とも関係していたと考える。

永嶺重敏によると、日本に読書が文化形態の1つとして定着し、全国的に「読書国民」なるものが形成されていったのは明治期だという<sup>31)</sup>。「読書国民」とは東京や大阪の大都市中央部で発行される無数の新聞雑誌の中から、それぞれが自分の好みに応じてメディアを選択し、日常的に読むという習慣を身に付けた「読書する国民」を指す。彼らは、地域共同体という限られた枠を越え、国レベルでの問題関心を共有する中央活字メディアの受け手という国民的読者でもあった。「読書国民」という明治期における日本の読書文化の担い手は、活字メディアの流通、ツーリズム、読書装置の普及という3つの変容過程の帰結として誕生した。また、近代化に伴う交通網の発達、中央から発信される中央活字メディアが流通する地理的範囲を拡大し、さらに交通機関の技術的発展によって流通速度の高速化が進んだ。こうした出版の広域流通に進展があったことが人々の読書に同時性をもたらしていったのである。日本全国どこにいても、ほぼ同時に中央で発行された活字メディアを読むことが可能になった人々にとって読書は、人々の日常生活においてより身近な行為として定着していった。それは例えば、移動中の車内で読書する人々の増加に見られ、当時の新聞の挿絵や小説における描写に多く取り上げられているように、当時の人々にとって身近な光景として認識されていたことと受け取れる。明治初期に現在の公共図書館の前進である書籍館が初めて設置され、急速に全国へと普及したこともまた、人々にとって書物をより身近な存在にし、国民全体の読書活動を促進させる要因になった。人々と書物をめぐる周辺環境の変化が、日本に読書文化と呼べる1つの文化を形成したのである。読書文化が形成されていく背景において、書籍館より前に設置されていた新聞縦覧所の存在を指摘することができる<sup>32)</sup>。新聞縦覧所とは、関東地方を中心に順次設置が進められた公共の新聞閲読施設のことである。学制の制定によって新しい教育制度を生んだ明治の維新政府は、成人層の再教育の手段として新聞の存在と役割に期待したのであった。多くの国民に新聞を読む習慣を身に付けさせることで、文明化された意識へと人々を導く啓蒙的な役割を新聞が担うと考えられたのである。そうして始まった新聞解話会の開催とならぶ新聞閲読奨励策の1つが新聞縦覧所の各地への設置であった。しかし、自由民権運動に見られたような共同の読書会など国民

の自己学習運動は、活発化すればするほど政府にとって反体制的な運動ととらえられ好ましくないものとなっていった。政府が奨励した奨励活動であったが、民衆の力に政府存続の危機を懸念した政府側の一方的な意向により、国民の読書活動に規制がかけられるようになったのである。

### 第3章 大正・昭和期の刑務所図書館

#### 3.1 大正期の刑務所図書館

##### 3.1.1 「監獄」から「刑務所」へ

大正時代は、監獄法の改正こそなかったものの益々普及した公共図書館活動など監獄外の社会動向の影響を受けた。行刑に関する様々な議論のなかで、監獄での収監者の図書閲読に関して言及されることが多くなったのも、そうした外部からの影響を受けてのことといっても過言ではないだろう。大正時代に入り、その後およそ10年間の日本の監獄制度をめぐるのは明治41年の監獄法制定から監獄改良運動が学界を中心に続けられていた。また、日本の公共図書館にとっても最初の発展期を迎える時代である。監獄改良と重なる時期を「図書館活動の萌芽時代」と呼んだ加藤正明によると、大正期は昭和20年代頃までの「図書館活動発展の時代」への移行期にあたる<sup>1)</sup>。大正期の刑務所図書館の状況について述べる前に、まず制度の変更について少し説明を加えておきたい。大正11年、「監獄」というこれまでの名称は「刑務所」に改められる<sup>2)</sup>。大正デモクラシーは、民衆に民主主義や生活改善とそのための改造意識を芽生えさせ、社会問題への関心がますます高まっていった。当時の行刑制度や刑法についてもドイツの自由刑思想の影響も相まって「行刑刷新」という言葉にも表されるように思い切った変更や改正が行われた。監獄やその他行刑用語の呼称変更も監獄という言葉から想起されるこれまでの暗いイメージからの転換を図ったものである。こうした刑務所用語の転換を大々的に行い各施設への通達と施行に至るまでには、行刑関係者によるドイツ監獄の視察旅行があった。ドイツの進んだ行刑制度の実情から得られた見聞が、視察団帰国から時期を経ずして改正へと円滑に進んだのも大正時代において、監獄や行刑の実情に依るものとして早急な監獄改革が待たれていたことの結果といえよう。

日本に先立ってドイツでは、教育刑論者が多数輩出し、それまでの行刑制度の基盤としてあった監獄における処遇上の感化主義は一転して批判されることとなる<sup>3)</sup>。感化教育に代表されるような内面改良を目的とした倫理至上主義においては、社会の存在は除外されてきたため、犯罪者の矯正には効を得ることが少ないと考えられたのである。そうではなくて、犯罪者が罪を償って再び戻っていく社会の存在を考慮し、社会という場に適した社会復帰を新たな目的としたあらゆる教育が行われることが求められるようになった。ドイツに倣って日本も教育刑へと行刑思想の中心は移行し、監獄改良に向けた制度変更を行うこととなり、その有力者が携わったことで刑務所図書館も大きな転換期を迎えることとなる。次の項では、大正時代の行刑思想の転換期での刑務所図書館、そして収監者から受刑者となって刑務所被収容者の図書閲読について制度面も含めて述べていく。

### 3. 1.2 大正期の刑務所図書館

大正7年の行刑関係者の視察記録によると、当時ドイツ監獄においても官本主義を基本とし、私本は科学書の閲読が許可されているだけであり、これは日本の監獄と共通している<sup>4)</sup>。ただし、ドイツ監獄で許可されていた社会主義に関する私本の閲読は日本では禁止指定図書となっていた。時期が近い大正15年の記録では、アメリカのオハイオ刑務所に設置された図書館には約22,000冊、同国クリントン刑務所では約7,000冊を所蔵する図書館があり、教誨師が図書の取扱いに携わっていたという。また、日常的に図書の貸出方法に不備があり、その模索に悩んでいたドイツのハンブルク監獄のような状況は日本も同じであり、運営様式や内容は違っても図書の管理上の課題が各国共通している点は興味深いことである。海外の刑務所図書館に関するこのような当時の記録資料は乏しいため、海外の監獄事情や模範となったドイツの監獄と日本の監獄の状況とを比較して優劣を判断することは難しい。

法的改正がなく、したがって運営上の目立った変更が上から指示されることもないため、時代が変わっても受刑者の図書閲読環境は明治期とほとんど変わる様子はなかった。しかし、大正初期から監獄あるいは刑務所において、教育刑への重点移行によって特に矯正処遇上の図書利用や図書閲読が重視されるようになり、多くの意見が寄せられるようになった。有馬監獄では刑務所長によって、日曜日の刑務作業を午前中は廃止し、読書等の受刑者の有効な時間活用にあてられた。また、食費と同じくらの予算を設けている海外の監獄の例を持ち出し、食糧が身体の糧となるのと同様に心の糧となる読書に必要とされる図書の購入予算の増額を求める意見も出されている。

受刑者の読書がより重視されるようになった背景として、当時の刑法学会で激しく繰り広げられていた教育刑と応報刑かをめぐる論争がある。論争そのものは大正11年頃から落ち着きを見せ、日本の行刑は正木亮が検事として矯正に入ったことを機に教育刑を中心とした行刑思想へと転向していく。東京帝国大学法科法律科出身である正木は、同大学在籍時代から主観主義刑法を主張する牧野英一博士らの教育刑論に影響を受けてきた<sup>5)</sup>。そうした教育刑思想派の人物たちが獄務の中心を担うようになったことで、受刑者の処遇方法も教育的な内容のものが積極的に取り入れられていくこととなった。正木の監獄事業への尽力により、刑務所は大きく進歩することとなり、それは図書に対しても大きな功績があった。行刑の人道化をはかり、拘禁生活と社会との距離を寛和し、出来る限り社会に近いものへと刑務所内の環境を近づけるために図書、映画、音楽、スポーツの積極的な導入が図られる運びとなったのである。教育重視の受刑者処遇を目指そうとする方針と合致しやすかった図書はすぐさま行刑関係者ならびに刑務所職員の関心を喚起することとなり、受刑者や矯正施設被収容者の読書活動は教育的効果を得られるものとして推奨されていった。

刑務所外での公共図書館の普及と図書館活動の発展も獄内の読書活動の推進をもたらした要因である。明治期の書籍館の設立以降、小規模の簡易図書館がすでに全国には多数郡立していた。そうした状況を受け、文部省は図書館数の増加から質の向上へと方針を転向した。その頃、時期を同じくして正木亮は、監獄は意育編重であることからくる弊害があるとし、情育を重んじるよう改善を訴え、刑務所図書館の充実を図った。受刑者の自己教育による修養では書物が不可欠だとし、当時「乞うものには本を貸与す」と

いう監獄法規定のような消極的な姿勢ではなく、積極的に刑務所での読書活動を行うよう主張した<sup>6)</sup>。受刑者閲覧用の雑誌の創刊など刑務所からの出版物の発行を訴える声もあった。そして大正 11 年、行刑の適実を計ることを目的に、行刑局長が委員長を務める教化用図書審査部が監獄協会内に設置された。

新たな受刑者教育手段として読書活動が推進されるようになったことで、刑務所図書館も大正期から昭和初期にかけて発達していった。では大正時代において刑務所図書館がどのように活動していたか、以下 (1) 利用者と職員、(2) 利用方法・利用場所、(3) 選書、(4) 蔵書構成の 4 項目にわたって述べる<sup>7)</sup>。

### (1) 利用者と職員

施設で生活する全ての受刑者が図書閲読のために利用することができた。しかし、明治 41 年監獄法において賞罰規定に文書・図画の閲読禁止が新たに定められたため、該当する受刑者が一時的に利用を停止されることもあった。このことに対して正木は懲罰の対象となるような規則違反者にこそ良書を読ませるべきだとして、懲罰規定からの図書閲読禁止事項の削除を主張していた。また、教育課に任された図書館及び官本の管理は、教誨師が担当を任された。昭和期に入って、教誨師以外の職員を司書業務の担当に配置するよう求められたが、看守部長が事務補助者として配置されるに止まった。職員配置に関する思案が十分になされることなく、そのまま維持されたことは次第に教誨師の業務負担へと変わっていった。職員配置の決定の際に司書業務担当として望まれたのはやはり司書であり、図書館に精通した職員の配置によって現状を改善し、刑務所図書館として進展することが望まれていたのである。

### (2) 利用方法・利用場所

教誨師協議会でも議論されているように、いかに多くの受刑者のもとに読みたい本を公平に行き届かせることができるか、その方法に関係職員たちは苦心していた。冊子式だった貸出法から、カード目録を巡回して貸し出すカード式貸与が旭川刑務所の小笠原覚雄教誨師によって提案され、同刑務所で早速導入された。このカード式貸与法は昭和に制定された「看読図書取扱規定」によって各刑務所で正式に採用されることとなる。受刑者への官本の貸出期間は 1 ヶ月であり、貸出冊数は月に 2 冊と定められていた。

図書利用場所については、舎房への貸出が原則であった。明治期から書庫とは別に閲読専用の部屋を設置することが求められてきたが、閲読室としての部屋が設けられたのは大正 12 年の少年刑務所に設けられたものが最初であり、しかも最上級者に利用を限定したものだ。成人刑務所で受刑者に図書室の利用が認められるのは、昭和 8 年「行刑累進処遇令」の制定によってである。本令第 56 条で“第一級の受刑者には図書室に於て文書図画の閲読を許す第二級以下の受刑者に付処遇上特に必要あるとき亦同じ”と規定し、少年刑務所同様に第一級受刑者、つまり紀律を遵守する優良な受刑者に対してのみ、図書室の利用を認めたのである。なお、ここで図書室の利用とは、受刑者自らが図書室と呼ばれる官本を所蔵する部屋に赴き、自ら閲読したい図書を選択して図書室内で閲読するか、ま

たは貸出手続きを行い、舎房に持ち帰って閲読することを指す。

### (3) 官本の選書

大正 13 年に刑務協会（旧監獄協会）に図書部が設けられ、正木自身が初期の図書科を担当し、監獄

内の官本の充実に尽力した。同年には宗教書 5 種 2,500 冊、修養書 8 種 4,500 冊、実業書 900 冊が図書部の選択のもと、全国の刑務所に配布されている。明治監獄法制定までに閲読許可範囲が拡大されてきたとはいえ、依然として修養書を官本の中心に置く風潮は変わらず娯楽的な図書の利用は受刑者個人が入手する私本に多く見られた。正木らの活動によって官本は増加したが、それでも受刑者の満足な利用には十分でないため、昭和 5 年には制限が加えられてきた私本の許可を主張し、翌年発令された通達により私本についても審査のうえ許可されることとなる。

### (4) 官本の蔵書構成

官本主義を引き継いだまま官本は宗教書、修養書を中心に構成されており、内容も極めて偏ったものとなっていた。しかし、正木らを中心に実用書の増加や、情操教育の必要性が力説され、文学書や娯楽的とされていた趣味雑誌書も受け入れられるようにはなった。蔵書内容の幅を広げることでより一般の図書館に近づけようとしたのである。増加以前の図書整理の分類を見てみると、従来は宗教、修養、読本、史伝、実業、雑書の 6 分類である。これに作文、数学、地理、歴史などさらに 14 分類が加えられ、それだけ官本の内容が充実していったことがわかる。

大正期の行刑用語の大々的な改称後も、「刑務所」も法律上は監獄法上の監獄であり、処遇における教育重視を除いては状況に大きな変化は見られなかった。今でこそ、刑が確定した受刑者を収容する刑事施設として刑務所という名称が用いられているが、名称が変更された当時は未決拘禁者、既決拘禁者の区別なく収容されていたため、現在の刑務所とは被収容者の身分が異なる。なお、審議中の未決拘禁者を専門的に収容する拘置所が設置される拘置所制度ができるのは、昭和 12 年になってからのことであった。“非行矯正に図書を役立たせようとして有為な司書の人が進んで矯正界に入って貰えなかったことは残念なこと”という当時の担当書記官の言葉にもあるように、矯正に携わる当時の関係者たちが看読書籍の整備とその効果に期待を抱いていた<sup>8)</sup>。また、その難しさに直面しながらも図書館職員や関係者ら外部との連携が、刑務所図書館をより良いものにしていくとも述べている。それは司書の活動によって、特殊図書館の一大勢力として既に図書館界に大きな地歩を占めていたアメリカの刑務所図書館の存在があり、当時から日本の刑務所図書館の発展を目指す人々にとっての 1 つの指標となっていたためである。

## 3.2 昭和期の刑務所図書館

本節で昭和期の刑務所図書館について述べるにあたって、昭和期を第2次世界大戦開始以前、戦時下および戦後復興期、そして昭和20年代の充実期の3つの期間に分けた。前半の時期において刑務所の図書閲覧に関する重要規定と周辺規定が相次いで成立しており、成立までに刑務所の書籍取扱いに関して様々な議論や活動があったため、文を割く必要があると考えたためである。第2次世界大戦後は戦争による被害を被ったのは刑務所も同じであり多くの官本や、刑務所関連資料が失われた。そうした状況からの復興期にあたるのが後半の時期にあたり、昭和20年代までには戦前に近い状況に刑務所図書館も復興を遂げていたことは驚くべきことである。平成に至るまで昭和期はまだ続くが、近年中根による刑務所図書館の調査、研究の他にも刑務所図書館に関する現場での活動は、実施されてきたことは確認できている。しかし、こうした記録は所在が分散しており、活動としての記録そのものが1つの主題として研究するに値すると考えたため、この時期に関しては別の機会に取り組みたい。

### 3.2.1 昭和初期から第2次世界大戦以前

大正から時代が変わり、昭和期に突入しても正木らの受刑者教育に熱心な姿勢は受け継がれ、官本、私本ともに図書の取扱方法が次々に規定されている。特に昭和期初めから第二次世界大戦前においては、「収容者看読図書規定」を始めとする図書の取り扱いに関する規定が、提案されては立案への検討が繰り返し行われている。本項では、第2次世界大戦が終了する昭和20年頃までのおよそ20年間を昭和期前半として焦点を当てる。その際、当時の刑務所図書館の背景にあって多大な影響を与えたものと考えられるこの時期に定められた2つの行刑規定と法令を紹介する。

- ・「収容者看読図書規定」

昭和3年、行甲796号をもって看読図書の取扱および利用方法について甲種、乙種の二分化することが定められた。甲種とは一般用図書であり、乙種は専門的知識に関する専門図書を指し、乙種図書の表紙に一定の色紙を貼付することで取り扱い上の区別を容易にした。その利用許可については受刑者の適正を考慮して、専門的知識を有すると判断された者に対して個別に貸与を行うこととなった。官本の区別と適正な貸与の推奨は、それまでに見られた修養書の高圧的な貸与による読書範囲の制限を緩和し、受刑者の読書の自由化を進めた。読書によって一時的に得られる満足感よりも永続する実益の獲得につながるような読書が目指し、奨励されるようになったのである。教育刑思想によって受刑者の処遇が緩和されるにしたがって、閲読できる図書の範囲もさらに拡大し、昭和5年には“教化上良好なる結果を招来するものと思料するときは看読範囲を拡張”する旨が通達され、ここでは外国語の図書冊数も増加した<sup>9)</sup>。この頃から政府からみて反体制的な態度を含む政治、執筆活動を行った者が多く思想犯として投獄されたことで受刑者が増加し、施設の収容人口も増加した。そのような受刑者の増加に伴って官本主義は見直しが必要とされる事態にあり、そうした事情も看読図書の範囲拡張を進めた。また、処遇の緩和がもたらした一定の行動の自由は被収容者が抱える待遇への不満を変化させた。それまでは接見、信書(外部と連絡手段)、懲罰、衣類、診療に対して寄せられることの多かった不満の内容は、運動時間の増加、書籍や文房具の増加、法律的主張など、受刑者にとって高い自由度を要求するものになった。刑務所での生活環境について改善意識を持つ受刑者が増

加し、主張するようになったことで、刑務所当局は施設の管理に以前にも増して慎重な体制で臨むようになった。そのような状況のなか昭和6年に定められたのが、司法省訓令の「収容者閲読図書取扱規定」であった。これまで受刑者の図書閲読やその取り扱いについては、監獄法（旧監獄則）の一部あるいは、各刑務所の施設規則等で規定されるのみだったが、当規定は刑務所内の書籍の取り扱いのみについて初めて規定したものである。そして、現在もなお日本の刑務所における図書閲読は当規定に基づいて運営されているのである。「収容者閲読図書取扱規定」では、官本の20部門への分類、図書票（カード）による貸出、1ヶ月の貸出期間、受刑者個人に対しては2冊、舎房に対しては3冊までの貸出を認めるとしたことが主な内容である。私本については、刑務委員会での検討と所長の許可が必要とされ、なにより受刑者本人の学力、思想、趣味、性行、行刑成績、職業関係事項等が許可にあたって勘案されることが強く求められている。本規定において刑務所内の図書、刑務所図書館の総称として「看読書籍」という語が初めて用いられた。「書籍館」や「行刑文庫」といった語が度々用いられてきたにも関わらず、なぜ「看読書籍」という語に落ち着いたのかは不明である。しかし、この語に関してもまた明確な定義もされることがなかったのは、刑務所内に図書室の存在が確認されながらも、施設によって状況が多様性を示すものであり、総じて定義することが難しかったためと推測できる。

#### ・「行刑累進処遇令」

昭和8年行刑累進処遇令が新たに定められた。本令の制定は、教育立法として日本の刑罰制度が教育法に基づいたものへと移行したことを示している。大正期中盤にドイツから入ってきた刑事政策的概念の影響が強く、それは「警察監視制度」、「仮出獄制度」、「刑ノ執行猶予二関スル件」、「刑ノ執行猶予制度」、「監外作業」といった本令の随所に用いられた用語に表れている。監獄は罪を犯した人を入れるところではなく、社会へと出すところと捉えるドイツ監獄学の基本概念に立つものといえよう。行刑累進処遇令が制定された目的は、受刑者の社会復帰と社会生活への適応にあった<sup>10)</sup>。そのための処遇法が受刑者の改悛を促し、受刑者の刑務所内での努力の程度に従って施設生活に関わる処遇を緩和することであった。つまり、受刑者の改悛努力の程度を成績と称して評価し、成績に応じて優遇と自律性を与えると同時に責任を加重してゆく制度である。累進処遇による受刑者の社会復帰に向けての監獄制度という点で、行刑は社会化、科学化、そして人道化していったと重松一義は指摘している<sup>11)</sup>。行刑の動きは、少年教育行刑令が制定された少年行刑活動についても同様である。大正期に開始され、刑務所職員である当時の刑務官の多くが情熱を持って少年受刑者の教育に専念していた昭和期前半、少年行刑が発展期を迎えていた。

この行刑累進処遇令には受刑者の図書閲読に関する項目が設けられている。受刑者にとっての図書の存在や余暇時間の読書の娯楽性によって、図書閲読を許可することが受刑者の努力に対する報償的な意義を持つものとなっていたことから、あまり驚くべきことではない。本令第56条に、“第1級の受刑者には図書室に於て文書図面の閲読を許す第2級以下の受刑者に付処遇上特に必要あるとき亦同じ”とある<sup>12)</sup>。これは受刑者のなかで成績優秀な者を他の受刑者と区別し、上級に属する受刑者に対する優遇措置として刑務所施設内の図書室の利用を特別的に許可したものである。上級者以外の処置については、次の第57条において“第2級以上の受刑者には刑務所の紀律に違はざる範囲に於て私本の閲読を為すことを許す、第3級以下の受刑者に対し教化上特に必要あるとき亦同じ”と規定した<sup>12)</sup>。行刑累進処遇令の制定によ

って、受刑者の服役生活での成績向上に比例するかたちで図書を利用する機会の増加が保障されることとなったのである。「図書室」という場に限定されていることから、ここでの図書利用とは官本のみ利用を示すものと考えられ、私本についての規定は特に考えられていなかったようだ。刑務所内に設置されたものである官本の冊数ならびに内容の限界を考えれば、閲読できる図書の範囲は自由とは言えない処遇である。しかし、受刑者の努力次第によって、図書室に足を運び、自ら読みたい図書を選択できるという行動に一定の自由が認められるようになったことは刑務所図書館にとっての飛躍である。受刑者への図書の貸与を公平とするためにカード目録による貸出方法が、教誨師によって案出されたのも同時期のことであった。こうした刑務所図書館をめぐる変化がこの時期に集中したことは偶然の発生とは考えられない。これまで着目されることすらなかった貸出方法の考案という新しい図書室運営の視点と模索は、図書室利用の増加に伴って官本の冊数が以前よりも増加したための対処策として考案されたものであった。しかし、図書室というよりも、むしろ書庫として利用されることが多かった図書室をより受刑者の利用に供するようなものとして運営しようと、刑務所当局側が見直し始めた時期ともいえるだろう。

なお、収容者閲読図書取扱規定の規定内容には、当時考えられていた読書の3つの利点が踏まえられていた。読書の利点とは、教誨・教育の補助手段となる点、在監者自らが知識の幅を広げるとともに感情・意志を修養または自己教育の手段となる点、そして健全な娯楽のあり方として余暇時間の有効な利用に利用できる点であった。教化活動において有効性を備えた手段としての図書閲読や、学習教材としての図書の利用であるなど、教育的手段としての読書活動の利用はこれまでと変わらない。これまで敬遠される傾向にあった教育的利点に加えて娯楽の利用が、読書が持つ1つの利点として図書の取扱規定に反映されたことは昭和期になって新しく見られる読書に対する評価であった。現在、受刑者に閲読を許可する図書については、官本、私本ともに職員による検閲手続きを受けることが義務づけられている。検閲とはいえ、厳格なものではなく、あくまで施設の保全を目的とした検閲基準であるため、また、明治期の図書取扱規定や施設則、その他の通達に見られたような制限もないため、意外にも受刑者の図書閲読は自由に近い状態である。現在につながる受刑者の閲読図書に自由さが見られるようになったのも、昭和期前半の閲読図書に関する討議の積み重ねと、今なお効力を持つ収容者閲読図書取扱規定の制定があつたのことと考えられる。

### 3. 2.2 戦時下・戦後復興期の刑務所図書館

#### ・戦時下の刑務所図書館

戦時下の刑務所図書館について知る手がかりとして『日本近世行刑史稿』があり、現在も参照することができる。しかし、当時の状況を記録した各刑務所所有の記録資料の多くが疎開中に戦火によって被爆焼失しており、明確な状況を把握することが難しい<sup>13)</sup>。戦火による被害を被ったのは官本も同じであり、爆撃による発生した火災により全国の刑務所が所有していた官本のほとんどが焼失や、紛失する結果となった。また、戦時行刑と作業統制も看読書籍や受刑者の読書活動にとって打撃を与えた。刑務所も戦時協力体制と取るようになり、従来の刑務作業は戦力支援のための軍需品製作に変わり、刑務所外での作業も含め、多くの受刑者が製作工員として動員された。戦場に派遣することのできない受刑者は物資面での戦力補充に利用されたのである。作業統制下において施設生活は不規則になりがちであり、受刑者の余暇時間も減少していった。そのため、受刑者が読書に勤しむことができる時間も戦前と比較して少なくなった。そ

のような状況が続くなか、日本は敗戦という形で終戦を迎えることとなる。

敗戦後の復興のなか、施設の復興と同時に刑務所図書館、少年院図書館も再び整備されていった。戦災によって、全国的に多くの官本が焼失または紛失し蔵書冊数は激減した。そのため、刑務所図書館の復興は官本の収集から再び始められた。しかし戦後の復興期にあつて図書購入費が十分に確保できなかった当時、官本の収集と原状復帰は社会に対する図書寄贈の依頼によるものが大きかった。社会への図書寄贈の訴えは矯正保護強調運動へと発展し、刑務協会(旧監獄協会、現矯正協会)が主唱して篤志家や出版社に矯正施設への図書寄贈を求めていった。この昭和 24 年に始められた刑務協会主唱の図書寄贈は「愛の献本運動」と呼ばれ、以降毎年実施されるようになった。同じ頃、多摩少年院施設内に CIE や民間団体からの寄贈図書によって図書室が創設されたのはこうした図書寄贈運動の 1 つの成果である。他にも小規模ではあつたが、図書館や図書室の設置によって受刑者の読書環境にも復帰の兆しが見られるようになった。外部からの寄贈によって官本の収集が急速に進められ、刑務所図書館は戦前の状況に立ち戻って、再び発展期へと突入することになる。

行刑での動きでは、受刑者に対する行刑教化の充実が図られ、戦後に出された通達のなかにも看読図書についての言及箇所が増えるなど、図書の利用促進へと向かわせる政策が相次いだ。昭和 22 年の通達では看読図書の充実や図書室の設置、余暇時間を利用した図書の善用がいわれた。また矯正局の教育課長自らが、受刑者の問題解決に役立つ必要な図書を整備し、受刑者が自ら学習する場を準備しなければならないという、図書室の設置実現を力説していた。「必要な図書」とは主に政治・経済、文学図書によって構成される乙種の図書であり、宗教心の涵養、知識取得、職業の補導や趣味の向上が図られるとされた。こうした図書の貸与の延長上には受刑者に社会復帰への自覚を促すという教化目的があつた。乙種図書は内容理解にはある程度の素養が要されるとして、閲読のために貸与される受刑者は刑務所側の判断によって限られ、誰もが読めるというわけではなかつた。乙種に対して、受刑者の一般利用図書として扱われてきた甲種に乙種の図書を加え、種類、利用冊数の増加が試みられた。このことは結果として、受刑者が閲読できる図書の平等化にもつながつたのである。しかし、一方で「非民主的内容を有する収容者用看読図書の取扱について」と題された通牒も出され、「非民主的内容を有する」と判断された図書廃棄するとともに、その閲読は許されなくなつた。青年行刑教育令の制定に始まつた矯正施設被収容者への教化充実の達成と、施設の安全保護対策の狭間で閲読図書の許可内容は揺れていたのだ。

### 3. 2.3 昭和 20 年代の刑務所図書館充実期

日本社会が戦後の復興を果たし、刑務所の図書館も戦前と同様の状況に回復すると、矯正局の教育課は矯正図書館あるいは刑務所図書館の充実に向けて一層力を入れるようになった。その努力は教育課を中心とした諸活動とその地方への広まりとして表れていった。矯正図書館基準という日本初の刑務所図書館基準の実現は達成されなかつたものの、草案段階で出された運営のための進歩的な提案はここで効を發揮していた。例えば、官本整理法として日本十進分類法の導入があつたが、各施設に日本十進分類法の第 6 版が配布され、その普及と運用に利用された。官本として刑務所が購入すべき図書の選択は、司法省矯正管区において刑務所の教育課長との協議を経て決定された。したがって、矯正管区内では刑務所の官本は比較的共通した内容になっていたと考えられる。その後は、厚生省が出す児童図書審議会の推薦図

書リストを参照しての選書が実施されていたが、それも現在は廃止され各施設の教育課に選書方法は委任されている。図書館の充実だけでなく、図書を通じて行う読書教育への関心も高かった当時、少年院施設の被収容少年の読書後の感想文を集めて指導を矯正局教育課の事務官自らが当たっている。また、矯正外に対しても読書指導に関する懸賞論文の募集の実施し、受賞者を指導者として現場指導の実施に任用するなど指導方法の研究に熱心であったようだ。矯正局中央堅研修所は昭和 27 年、29 年の 2 回にわたって刑務所の図書担当官を集め、研修会を実施している。研修会では、矯正図書館基準にあったような官本の整理方法や貸出方法といった事務的な業務や受刑者への指導についての研修が図書館司書を講師として実施された。矯正管区の所在地域ごとにこうした研修会の実施が集中的に活発化するも、昭和 30 年代になると研修会の実施報告記録や『刑政』等の雑誌への寄稿が残されていないことから、実施頻度が減少していったと思われる。

職員養成のための活動が頻繁に実施されるようになった理由の 1 つとして、大正に始まる受刑者の教育活動、特に少年受刑者の特別教育の強化意識がある。戦後、海外から導入された読書療法という新しい教化法は受刑者への読書指導として活かされた。それまで図書館あるいは読書指導を専門とする職員が存在しなかった矯正施設において、この新しい教化方法を実施できるような指導員の養成が必要となったのである。そのため、各地での研修会の実施や外部協力の要請が集中したものと考えられる。この時期の矯正が行った注目すべき事業として矯正図書館の誕生がある<sup>14)</sup>。矯正職員のための専門図書館の設立は明治期においても小河滋次郎によって計画されたが、果たせずにあった。しかし、昭和期に入って行刑史の編集のために行刑関連資料が収集された際、これらの資料を一箇所に保管する必要がある。収集資料がさらに充実したことで、専門図書館としての成立が実現したのであった。現在、矯正図書館は日本の矯正を中心とした刑事政策の専門図書館として認知されており、誰でも利用することが可能である。矯正図書館が創設される前の昭和 35 年に法務総合研究所が開設されているが、当研究所は行刑に関する研究資料の収集を事業目的として設置された。行刑制度の構築と実施に関わる中心拠点として開設された法務総合研究所に対し、矯正図書館は矯正職員の研究・調査活動の場として設立されたのであった。

法務総合研究所や矯正図書館の設置は、当時の矯正をめぐる周辺の動きも要因の 1 つである。外務省、通産省、科学技術情報センターでは、電子頭脳による情報処理、医学界は電子頭脳の研究と診療への導入を試み、そうした当時の学術的な研究の成果を矯正においても応用することに関心が向けられた。つまり、情報の電子処理技術を用いて非行者の行動を細かく分析し、より適正な矯正手段のプログラムを作成することで、矯正教育活動に役立てようとしたのだ。分析と実践プログラムの作成の繰り返しによる蓄積の結果、今後の非行矯正のためのアルゴリズムの形成が可能だと当時の矯正職員ら関係者は考えたのだ。「犯罪と矯正を任とする機関」である司法省矯正局に、“設備をととのえて犯罪と情報、矯正の情報の迅速処理をはからねばならない”という新たな使命が加わったのである<sup>15)</sup>。

昭和期に入るまで刑務所図書館の管理や運営に関する検討や決定は、現場からの相談と中央からの通達によって行われ、各施設対中央という 2 者間の個別的な連絡経路は刑務所図書館の内容や質が不統一なものにしてきた大きな要因と考えられる。しかし、昭和期に入り、戦災によって受けた被害により明治期初期の状態に戻った刑務所内の図書室や図書館を現状に戻すためには外部からの支援が不可欠であった。そんななか、社会からの刑務所図書館の再現と

復活、その先の発展に有益な助言・指導を与えてくれるものとして歓迎されたのは図書館関係者や専門家であった。こうして、図書館運営に関する連絡経路が、助言者、指導者として招かれた図書館関係者を間に介するようになったことは、中央・地方間の情報交流の場を増大し、より円滑なものにした。そして、そうした交流や情報交換が展開される場となったのが、『監獄雑誌』、『刑政』や『図書館雑誌』といった矯正界、図書館界の専門雑誌の誌面であった。

### 3.3 刑務所図書館の発展

#### 3.3.1 「矯正保護図書館規定」と「矯正図書館基準」の立案

第2次世界大戦を経た昭和20年代、明治41年に旧監獄則に代わって制定された監獄法は改正の時期を迎えようとしていた。大正期後半から昭和期前半にかけて2つの大きな世界大戦を経験し、日本の社会的情勢は激変した。社会的変化に十分に対応できず当時の刑政が急激に否進化したことから、監獄法の改正が強く求められていたのである。監獄法改正の動きに並行する形で、昭和24年法務府矯正総務局教育課では「矯正保護図書館規定」が立案・審議されていた。明治期の書籍館設置以来、公共図書館は庶民の読書装置として普及し、発展していった。「モダンライブラリー」という言葉から窺えるような近代的な図書館に相当するものとして、刑務所内の図書館を確立し、刑政とともに社会体制への適応を図ろうとしたのである。「矯正保護図書館規定」は第1次原案では、43箇条で構成されている。昭和6年に司法省訓令の「収容閲読図書取扱規定」によって、日本の刑務所図書館は刑務所内の図書資料も含めて「看読書籍」として正式な名称を与えられ、取り扱われていた。「看読書籍」という言葉からは公共図書館やその他の図書利用のための類似施設は想起できない。対して「矯正保護図書館規定」案には「図書館」という語が明記されており、立案に携わった当時の関係者の刑務所図書館の実現保障に向けての強い意気込みが感じられる。しかし、具体的な立案事項が決定していたにも関わらず、この規定案は突如検討が停止されることとなる。これもまた停止の理由は明らかではないが、本規定案の成立に伴う全国的な刑務所図書館の整備に必要な経費とその後の運営費の確保が困難であったのではないかと考えられる。

「矯正保護図書館規定」の廃案から数年を経て、「矯正図書館基準」が昭和28年立案された。立案の背景には戦後間もなくして、図書館法、学校図書館法という図書館に関する2つの新法が相次いで制定、公布されたことがある。図書館関連法規に倣って、矯正界でも矯正施設内図書室の充実を図るため、運営方法について規定した「矯正図書館基準」の立案と作成に取り掛かったのである。基準案の作成に尽力したのは菊池省三教育課長、井田慈清事務次官といった当時の法務省矯正局関係者である。基準案では、専門職員としての図書館司書の配置、施設と設備の充実、新たな整理方法である日本十進分類法の導入、図書選択基準、受刑者への読書指導や利用指導が盛り込まれ、基準として他国に遅れをとらないような進歩的なものであった。昭和30年に村田弘の『日本近世行刑図書館史稿』が発表された時点において、“目下尚も審議中”と記されているが、この基準案も昭和24年の「矯正保護図書館規定」案と同じく予算の都合により実現されることのないまま、あえなく立ち消えてしまうこととなった<sup>16)</sup>。矯正図書館基準案の制定を見込んで、昭和29年北海道矯正研修所では同案に則った看読書籍のための研修会が開催されており、その実施報告が記事に掲載されている。この研修会には道内各刑務所、少年鑑別所、少年院等14施設の矯正図書館職員が参加した。このような勉強会

の開催が全国各地の矯正管区を中止に実施されており、同案の制定が実現間近のところ  
にまであったと思われる。財政的困難によって立ち消えてしまったことは非常に残念で  
ある。

### 3. 3.2 長野刑務所図書館

監獄ならびに刑務所内の図書が認められるようになってから、施設内にある図書室や  
文庫のことを指して刑務所図書館と呼ぶことはある。しかし、長野刑務所図書館は、他の監獄・  
刑務所のものとはその性質を異にする。日本において監獄や刑務所に図書室が初めて設置さ  
れたのは明治35年の小菅監獄であったと『日本監獄教誨史』の上巻に記録されており、同監獄  
では中央看守所の階上に図書室を設けていた<sup>17)</sup>。この小菅監獄の図書室が日本における初  
の刑務所図書館と考えられる。長野刑務所では刑務所図書館として独立した建物が同刑務所  
の敷地内に設置されている。『県立長野図書館三十年史』によると、昭和26年、当時の長野刑  
務所長であった菊池信之丞によって、刑務所敷地内に独立した図書館建設が企図され、昭和  
31年に完成した<sup>18)</sup>。当時、施設の老朽化によって敷地内の建物の再建工事が相次ぐなかで、  
この独立した刑務所図書館の建設は、読書による受刑者の教化と更生を目指した菊池信之丞  
刑務所長の意思に依るところも大きかった。図書館建設に関しての指導助言を求めたのも刑務  
所長自身であり、地方公共図書館がその協力に応じて独立型の刑務所図書館建設は実現した  
のである。刑務所図書館完成に向けて、刑務所側から図書館係を担当することとなった松本隆  
看視部長が県立長野図書館に派遣され、約1ヶ月かけて図書館実務を習得した。具体的な指  
導助言の内容は、運営・実務指導、分類・目録作成の講習や製本講習であった。図書館側から  
は、当時図書館長だった叶沢清介の指示のもと、開館までの約1ヶ月半の間連日、指導協力の  
ため司書1名が派遣され、また図書館長も含めた他の図書館職員も定期的に刑務所を訪れ、  
図書整理作業に協力した。完成までの間には、刑務所図書館担当の職員と図書館職員との懇  
談会も開催され、指導助言を頻繁に受ける機会があった当時の様子が窺える。これは他の刑務  
所に備え付けられている官本の冊数が不足している状況であった当時、約1万冊という蔵書が  
当刑務所では保有しており、その背景には図書館からの協力のみならず、「愛の1冊」寄贈運動  
など全国的な援助活動による支持もあった。少しではあったが、受刑者の図書館利用につ  
いて『長野県社会教育史』にその利用の様子が記述されていた。同史によると、“長野刑務所図  
書館が、県立長野図書館の指導を受けて所内に新館を建築し、自由接架式として受刑者の自  
己教育に利用されている”とあるように、受刑者は自ら刑務所敷地内に建てられた図書館に赴き、  
利用することができた<sup>19)</sup>。実際には、刑務作業後の16時半から19時半までの3時間で受刑者  
が作業を担当する工場別に利用していたようである。自由な利用環境というわけではないが、自  
由接架式の図書館利用は自由な図書選択を少なからず保障するものであった。長野刑務所  
では、読書会等の読書指導のための催事も開かれ、実施の様子が当時の『図書館雑誌』や『刑  
政』で紹介された。同刑務所のこうした活動は先進的なものとして地方刑務所と図書館の模範  
例として注目された。新しい刑務所図書館の建設に向けて長野刑務所では、教化上の必要に  
基づく自弁物品使用許可についての達示を定めており、これが実際の長野刑務所図書館の図  
書館利用規定として用いられた。また、受刑者の閲覧用に読売新聞は購読されて、閲読のため  
に回覧されていた。

長野刑務所図書館が完成した昭和20年から30年代にかけては、各地で矯正施設の図書館の整備が進められていた時期でもあった。同刑務所図書館の建設に協力した叶沢清介だけでなく、椎名六郎や南諭造諸氏が地方矯正図書館の運営に尽力した。叶沢ら図書館関係者によって外部からもたらされた図書に関する新しい見識は、刑務所内の図書室整備の必要性を矯正局側に感じさせた。矯正局内での図書担当官の養成に力が入られるようになり、弥吉光長、古野建雄、森清が図書館担当官の指導と育成に従事した。また、刑務所で行う読書指導についても、阪本一郎、滑川道夫両教授が中心となって指導が進められ、活発化していった<sup>20)</sup>。

戦後すぐに日本の図書館界は昭和25年の公共図書館法、昭和28年の学校図書館法と重要法規の成立を受けて図書館活動の急速な進展期を迎えようとしていた。図書館のような市民のための公の施設の整備は、人々の身近で自由な教育の場を提供した。こうした人々の教育・学習環境の変化に加え、昭和24年の社会教育法の成立は社会教育という新しい教育思想を人々の意識のなかに芽生えさせ、定着させていった。社会教育への注目と関心は当時の矯正界にも刑務所と社会とのつながりを改めて考えさせることとなる。移転30周年後に刊行された長野刑務所の記念誌において、刑務所図書館の再建に尽力した菊池刑務所長について、“行政手腕、収容者の処遇については信念的で実行力のある人”という元職員談が残されていた。こうした言葉に表れるような人々の熱意と、当時の図書館の発展と社会教育の萌芽期が合致したかのように、刑務所図書館の整備に拍車をかけることとなったのである<sup>21)</sup>。

### 3.3.3 教誨師と刑務所図書館

刑務所や他の矯正施設への出入りを特別に許可され、受刑者への教誨活動を行う「教誨師」という人々が存在する。日本では、日本国憲法第20条の規定によって、何人に対しても信教の自由が保障されている。この宗教を持つ権利ならびに信仰する権利は刑務所、拘留所、少年院の刑事施設や他の矯正施設の被収容者についても当然認められている。矯正施設で働く職員は憲法上の制約から被収容者の宗教的要求や欲求に対応することができない<sup>22)</sup>。しかし、信仰を持っている、または今後ことを考えている被収容者に対して、信仰の自由を保障する観点から、できる限りの便宜を図ることが求められている。そのため、民間の篤志宗教家の協力を得て、施設内での被収容者の宗教活動を委ねている。教誨師による説話、宗教行儀、経典の読唱といった宗教活動を被収容者の希望に基づいて実施している。こうした施設内における活動は「宗教教誨」と呼ばれ、同じ宗教宗派の人々を集めて行う宗教教誨と個別に行われる特別教誨(個人教誨ともいう)の2種に区別される。教誨の実施内容によって、さらに細かく区分されるが、本論での言及においてはこの2種で十分である。明治期から多くの教誨師を矯正施設へと派遣している浄土真宗本願寺派社会部の説明によると、宗教教誨とは“「宗教」のこころを「ていねいに教え諭して」いくことであり、全国の矯正施設の被収容者に対し、各教宗派の教義に基づいて徳性の自発的発露を促していく”活動である<sup>23)</sup>。また、宗教教誨の他にも、担当する施設からの依頼に応じて被収容者の心情の安定と改善、社会復帰に資するための活動に従事している。例えば、被収容者の相談への助言、クラブ活動、集会講話、教養講座、刑執行時ならびに新入時指導、釈放前の指導担当講師としての活動がそうである。これらの活動内容は被収容者への指導や助言にあたるもので、教育的内容のものが多く、したがって教誨師の矯正施設における教誨活動は、宗教教誨と合わせて考慮しても被収容者の内面に近い部分での交流の機会となっていることが指摘できる。教誨師以外にも矯正施設を訪問し、被収容者の教育や相談に応ず

る人々がいる。篤志面接委員<sup>24)</sup>と呼ばれる人々であり、宗教家としての立場から被収容者の相談等に応じる教誨師とは区別された職務に携わる。現在学識経験者、弁護士、更生保護機関職員、元刑務所職員等が篤志面接委員として各刑務所に委嘱されている。また篤志面接委員とは施設がある地域社会の住人であり、篤志とあるように民間ボランティアとして被収容者の相談に応じる人々なのである。施設の規則に基づき、予め定められた枠組みのなかで生活する受刑者にとって他者との内面的な交流を持つ機会は少ない。交流を持つ相手も、共に生活する受刑者や施設の職員や面会に訪れる親類など服役前の生活と比べれば、その交わる他者の範囲も交流機会も減少する。そのため、教誨師や教誨活動に従事する篤志面接委員らとの接触は、教誨の内容によっては他者と比較的深い交流へと発展するものである。様々な教誨活動を通して自己の内面を他者に曝け出すことは、受刑者自身が自己と向き合う機会でもあり、矯正教育に役立つと考えられている。

現在、矯正施設において宗教教誨を主とした教誨活動を実施する教誨師は、財団法人全国教誨師連盟に所属している。また、教誨師の全国組織である当連盟の他にも、教誨師に加えて矯正施設被収容者の教化活動に従事する篤志面接委員や矯正施設職員らによって組織される矯正教化連盟もある。こうした組織や連盟を中心として、全国各地で定期的に研修会等を開催し、情報共有の場を設けると同時に被収容者の矯正教化事業を推進するための諸活動が展開されている。次に監獄教誨の歴史を述べ、その後教誨師と監獄・刑務所の図書閲読との関わりについて述べていくこととする。

#### ・ 監獄教誨の歴史

受刑者への教育活動と教育制度を確立していくうえで教誨活動と教誨師の存在は無視することができない。明治監獄則制定初期より、日本の刑務所では監獄教誨として教誨師を招き、被収容者に教誨を与えてきた。仏教の教えを説いて囚徒を心身の業苦から解脱させ、救うという本来の宗教教誨活動を担ってきたのは大谷派本願寺であった。行刑思想の発展と、受刑者への教化が重視されるようになり、組織的かつ継続的に日本の監獄で教誨師を招いて受刑者の教誨活動に着手したのは明治5年のことである。当時の教誨師による活動を思想的な教化ととらえるか、精神教化ととらえるか、その活動内容を区別することは難しい。しかし、明治期を通して教導職としての教誨師の刑務所内における地位的向上が図られると同時に、教誨師に任せられる受刑者への教誨内容も拡大していった。

矯正施設への教誨活動の導入は明治期にまでさかのぼる。刑務所がまだ監獄と称されていた当時、監獄教誨として明治5年、真宗大谷派の僧侶だった鶯飼啓潭が名古屋監獄で教誨活動の許可を受けたことから始まった<sup>25)</sup>。同年中には同派の僧侶が巣鴨監獄で、翌年には浄土真宗本願寺派の僧侶が岐阜監獄での教誨を許可され、全国から各教宗派の僧侶や神官などの宗教家が出願し監獄教誨は各都道府県の監獄に普及していった。監獄教誨が開始された当時は、教誨活動の導入を法的に明文化したものは制定時の明治監獄則には規定されていなかった。そのため、こうした監獄教誨はあくまで宗教家からの篤志によるものであった。また僧侶や神官が教誨活動を行っていることからわかるように、当時行われていた監獄教誨のほとんどが宗教教誨を中心とするものになっていた。

監獄則制定以前に開始された監獄教誨は、開始初期の真宗大谷派の僧侶たちによる教誨活動に刺激された他の教宗派の宗教家によって全国各地に広がっていった。明治5年の監獄

則には医師や教師は監獄の官員つまり職員として明定されているが、教誨師は含まれていない。しかし、監獄における教誨活動の急速な普及を受けて、明治 14 年に第1回監獄則改正を迎えた際、教誨師を収監者の教誨に当てるとする旨の文言が明記された。明治 14 年改正後の松方内務卿の通達内において“改過遷善の道を講説して囚徒を教誨す”とある<sup>26)</sup>。しかし、明文規定がなされる以前から教誨師による教誨活動は監獄で行われており、その開始期は教育活動が行われる時期よりも早かったのである。すでに明治 5 年監獄則に“教師の講義あり聴囚をして聴聞せしむ”という規定は存在していたが、これは囚人の教育・就学・学習ではなく監獄教誨を示したものである。当時はまだ宗教教誨が主であり、教部省が全国の神職者、僧侶を動員して実施した国民感化運動の 1 つの現れであった。開始当初、ボランティア的な立場であった教誨師に対して、正式に一般採用を行い始めるのは明治 14 年の監獄則改正後のことである。だが、改正当時監獄運営の予算である監獄費は地方行政からの支弁であった。また、各都道府県の多くが有給で監獄教誨師を採用することは財政的に厳しい状況であった。さらに当時教誨師は正式な監獄職員としての任命を受けていなかったため、監獄側から教誨師の派遣を要請するか、民間の篤志教誨師が教誨願を出して監獄の許可を得るかのどちらかを経て教誨活動は実施されていた。教誨師の常駐による教誨が実現できたのは、監獄教誨に熱心な当時の宗教家たちの積極的な協力体制に依ることが大きい。監獄への教誨師派遣のために、各宗教派の本山から旅費や俸給が支給され、教誨活動は教誨師の常駐しながら、その後も続けられた。

明治 23 年には傭人扱いだった教誨師を判任待遇の官吏とすることが決まり医師や教師と同様に正式な監獄職員の扱いを受けることとなった。次第に財政的に続行することが困難な状況になっていき、明治 30 年代に入って教誨師制度は官制の下での実施へと、その体制は移行していった。明治 32 年の監獄則改正によって、監獄費の国庫支弁が復活すると、教誨師は有給の公務員(当時の名称は官吏)として任用されることが正式に定められた。明治 36 年(司法省直轄時代)には奏任官待遇・教務所主任という刑務所長に次ぐ厚遇を与えられ、教誨師は官吏としての教誨師全盛時代を迎える。待遇の改善・向上と同時に職務規定や俸給規定を含む教誨制度が確立され、当時の教誨師は囚人処遇や免囚保護に関して大きな実権を持っていた。その頃、監獄においては教誨と教育の分離はそれまで懸案事項となっていた。教誨と教育の分離をはかり教師職を新たに設け、教誨師と教師それぞれの職務規程を制定したことで、活動の内容が学習的なものと宗教的なものを主とする精神的教誨に次第に分かれていくこととなった。その後、監獄則は明治 41 年の監獄法制定によって廃止されるが、監獄法において教誨師はさらに収監者の宗教、教化活動に関わっていくこととなる。それまでの教誨、教育面の全般だけでなく、収監者の保護や調整といった雑務的な内容も含む多面的な業務も職務として任されるようになっていった。

第 2 次世界大戦を終えた後の日本国憲法の定めるところにより、それまでの官制の教誨師制度は廃止された。既に上述したように施設職員による宗教教誨の実施ができなくなったためである。昭和 23 年官制の教誨師制度が廃止されるとともに、従来教誨師として受刑者への教誨を行ってきた者は一般刑務官として宗教教誨ではない矯正業務に従事することとなった。そして、宗教教誨については、民間の篤志家の協力のもとで維持されていくこととなる。その後民間の篤志家による宗教教誨は、宗派の幅を広げ、今では神道系、仏教系、基督教系による計 9 つの宗教と諸教の教誨師が活動に従事している<sup>27)</sup>。今でこそ多様な教誨活動が展開されているが、監獄教誨が開始された当初は宗教教誨を目的とした教誨師の監獄への立ち入り許可であったため、

受刑者の信教のための教誨が活動内容のほとんどであると理解することは易しい。世界第二次大戦後の東京に、巣鴨プリズンが戦犯の収監施設として存続していた<sup>28)</sup>。巣鴨プリズンは、戦前は現在の豊島区巣鴨にあって東京拘置所として機能していたものを連合軍管下で GHQ (連合軍最高司令官総司令部) が接收し、A級戦犯以下戦争犯罪人と指称される収容者を抱えていた。巣鴨プリズンとなって初の教誨師として任命を受けたのは花山信勝東京大学文学部教授であった。その花山信勝教誨師と死刑戦犯との交流を記録した『巣鴨プリズン』に“教誨師とは、矯正施設の収容者に徳性教育をほどこす役であり、かならずしも宗教教誨とはかぎらない”とあるように、実際の教誨内容は様々である<sup>29)</sup>。

#### ・教誨師と刑務所図書館

明治 32 年の教誨師職務規定において、教誨師は“囚人の罪責、犯罪、性情、教育、職業等の他身上に関する諸般の状況を審査し常に適切な個人教誨を行ふべし”と規定され、さらに囚情の査察や看読書籍の審査、釈放後の保護の方法に至るまで被収容者の精神教化に関する一切の事務的作業を行うことが求められていた。そのため教誨師の資格として、教誨の内容を踏まえていることに加え、ある 1 種の宗派に属する宗教家であり、教育活動にも従事できるだけの知識と教養を備えた人物がふさわしいとされ、選任には慎重な審査が行われた。先述した花山が教誨師に適任と判断されたのも、氏が単にインド哲学者として仏教に通じていただけではない。連合軍が管理する当刑務所にあつては、常駐の職員はアメリカ軍であり当然会話には英語が使用されていた。英語での会話能力も有し、大学での教鞭をとっていた花山の経歴も審査では考慮されていた。教誨師の能力が一定の評価を得ていたことで、行刑上における監獄教誨の地位は一層重要性なものとなっていった。受刑者の教誨、教化教育だけでなく、教誨師の職務には看読書籍、図書室の管理も含まれていた。そのため、監獄・刑務所内の図書の管理方法やその内容の構成に教誨師が与えた影響は多分にある。監獄教誨が当初宗教教誨として始まったこともあり、官本の収集が始まった初期においては宗教修身・道徳の本が多く備えられ、明治期の官本の構成内容の大きな特色である。

図書業務を担当していた教誨師にとって、受刑者に閲読させるべき図書の内容への関心は職員同様に高かった。明治末期には教誨師協議会が全国各地で開かれ、図書に関する事項も協議されている。協議録から協議の内容を以下に抜粋する<sup>30)</sup>。

#### (近畿教誨師協議会)

- ・受刑者の看読許可の図書目録を大阪・京都の裁判所長が作成する
- ・年に 3 回書籍の購入を行う

#### (大谷派)

- ・官本を中心とし、私本を減少する
- ・監獄図書館の利用と完成を図る
- ・免役日に監房内に特別貸出を行う
- ・収監者の学力に応じた適切な図書を看読させる
- ・独房内に経典類を備え付ける

#### (本派本願寺)

- ・多くの収監者に図書が行き渡るような図書管理の方法を採用する

- ・看読図書の選択は慎重に行う
- ・図書閲覧室を設けるか、代用の便宜法を講ずる
- ・収監者の貸出図書の内容を審査する

現在では、受刑者が図書夫として各独房への官本の貸出作業を行っているが、当時こうした手続きをも

担当していたのが教誨師であった。明治 18 年において既に京都府は教誨師職務心得を定めている。心得によると教誨師は純判任官として待遇され、収監者の学課教授を担任するとともに看読書籍に関する用務も行うとしている<sup>31)</sup>。このように、官本の整備が進むにつれ、もともと教誨師の本務ではなかった司書業務は職務において負担となっていった。大正 12 年の雑誌『刑政』には、「図書の取扱は教誨師の重荷で望む本が読まれないという不満が多い」という司書業務にあたる教誨師の訴えが掲載されており、他にも古本が多くて新本が少ないことや閲覧室の設立など現状の改善が求められている。

また収監者の図書閲読とは多少異なるが、監獄内で回覧される雑誌や教誨師で組織される会の機関誌が刊行されていたことは興味深い。獄内出版物については村田弘による『日本近世行刑図書館史稿』が詳しい。教誨師による教誨活動のための研修活動が行われていたが、そのような集会の場からより結束した組織が各地で形成されていた。明治 25 年には樺戸集治監のキリスト教教誨師らによって同情会が組織され、収監者の教化用の機関誌『同情』が刊行された。明治 28 年になると今度は関西地方で、大阪府近辺の教誨師の後援のもと、収監者看読用雑誌として毎月 2 回発行される『大日本監獄教誨新報』が創刊されている。

## 第4章 刑務所図書館設置活動とその影響

### 4.1 監獄書籍館設置構想

明治5年の監獄則制定後、明治14年、22年、32年と3度改正された。監獄制度の近代化に急ぎその大部をイギリス系西欧監獄の模倣に依って作成されたため、日本の実状に合わせながら数回にわたって改正することで同監獄則の実践するにあたって生じる不都合を解消していった。明治33年改正で、監獄施設は内務省から司法省の直轄へと移管し、拘置監や少年監など施設の新築が着々と進められた。また、府県監獄費が国庫から支弁されることが決定となった。監獄備付の書籍については、明治20年の獄事新報に“獄内に書籍館を設立の事”と題した意見が寄せられているように、当時から書籍室の設置実現が求める声が矯正界に存在していた。この獄事新報の記事には“獄内に書籍館を設けて囚人に学識を得さしむることは決して不可なりとせず 未決監の如きにおいては此の挙なかるべからざることは勿論にして己既決囚の獄においても修身・道徳の書を読むは改良上極めて有益の挙なるを信ず書籍館を設け賞表何個以上の者には貸与する等の制を設けなば大なる改良を見ることあるべしと信ず”と続く<sup>1)</sup>。受刑者の改良のための学習の場としての書籍館、そして学習に適当な図書を与えることが効果を持つとされていたのである。

その頃から、長野、松山、金沢、宮城を始めとした各府県の監獄において図書を収集するようになり、その記録も目録として残されるようになった。監獄書籍館設立に向けた意識の高揚も官本となる図書の収集も、現在の図書館の前身である公共の書籍館の設立が当時監獄の外で相次いだことも影響していた。しかし、それまでの国家財政の圧迫から経費の縮減に苦しんできた各府県の監獄において、官所有の官本の整備に目が向けられるようになったのも、監獄費が充実し始めたこの時期と考えられる。小河滋次郎は、自身の帝国大学における講義内容を収録した『日本監獄法講義』では受刑者の作業工錢（現在の作業賞与金）に利子をつけて官本の購入費用に充てることを提案している。さらには、欧州諸国の監獄に付属されている書籍室に倣うところは大きいとして、日本の監獄にも同様の書籍室とは別な閲覧用の部屋を設けることも必要だと述べている<sup>2)</sup>。

だが、受刑者が直接訪問して、実際に図書を自らの手にとって選択し、閲覧できるような場所の設置は直ぐには実現されることはなく、昭和期の長野刑務所図書館建設まで待たれた。明治監獄則が制定された初期から書籍館の監獄設置構想は存在しながらも、分散的に各地で主張される状態でまとまらないままとなる。明治期の読書奨励政策に乗じて受刑者の読書活動が活発になるほど、図書資料の取扱い方法や図書閲覧に関する諸規定の創出が急がれ、書籍館という図書館的な場所の整備は後回しになっていった。

### 4.2 刑務所図書館と竹林熊彦の「行刑文庫」

竹林熊彦は同志社大学で図書館学を学んだ後、初代の司書官また図書館研究者として、昭和期前半における日本の図書館界全般における発展に貢献した人物の1人である。

竹林は著書『特殊図書館』において“行刑図書館”と題して行刑文庫の振興を訴えるとともに、監獄・刑務所のなかにも存在する図書室の運営方法について論述している<sup>3)</sup>。それまでに発表されている図書館関係の文献資料において「行刑文庫」という語が用い

られたのは初めてのことであり、今なお竹林の『行刑文庫序説』が刑務所図書館に関する専門的論議の始まりとされている。“行刑文庫概説”で用いられている「行刑文庫」とは竹林が運営方法の模範例として紹介しているアメリカの“Prison Library”に相当するものであり、刑務所図書館を指すものと考えられる。受刑者の刑務所での読書の様子、入所時に読書すらしたことのなかった受刑者が1度図書を与えられ、読むという読書経験を持ったことで、その面白さを自ら発見し、より多くの図書を読みたいと思う例が刑務所において稀ではないこと、そうした書籍への渴望から官本の増加や図書の閲読許可を申し出る者が増えたという事例、読書に励む受刑者の行動によって他の受刑者の興味が喚起され、監獄内での読書活動が活性化されていくことを、当時の新聞記事や投書を紹介するとともに報告している。驚くべきことは彼らの読書欲や知識本能といったものは当時の一般の人々以上のものであるということであり、紹介されているある記事では犯罪人の読書熱心な姿勢に比べて新聞紙すら読もうとしない世間の人々の無知さを批判している。また竹林自身も“行刑文庫はその組織が完全ではなく、十分な資金も持たず、管理が不十分であるにかかはらず、受刑者は自由な市民が一年間に読むよりも多讀し精讀し、これによつて生活の單調を解消し、精神的療養を遂げ、心の緊張を去り、間接には教室で受けなかつた教育を完成する”と、当時の行刑文庫の様子について述べている<sup>4)</sup>。

監獄や刑務所とは、社会的隔離所—犯罪人を一般社会から隔離し、拘禁する場所—であり、ここで「隔離」という言葉が用いられているからには、外部世界との連絡が遮断されている場所でなければならない。自らの監獄観をこう踏まえたうえで、竹林は社会との断絶的な環境が当然とされる環境であっても、社会からの産物である図書を読む機会が犯罪人にも与えてしかるべき権利だという。彼にとって監獄や刑務所での犯罪人の読書は、服役中に犯罪人が“徳性を養い是非の判断を容易ならしめ、善良な社会人をつくるために必要な知識を与え、社会人に伍する資格を”得た人間となるように、監獄が実施する教誨と教育による精神的改善の手段として必要だということである<sup>5)</sup>。こうした竹林の主張の背景には、刑法上での問題としてある応報主義と目的主義との争いがある。罪を犯した犯罪人には罰を持ってこれを正す応報主義の理念を是認しながらも、いずれは社会へと戻っていく犯罪人もいるため、あくまで社会を防衛する作用を営むものとして刑罰を執行すると竹林は考えている。刑罰の目的は犯罪人を矯正し、善へと導き社会生活に適応させることであり、監獄という1つの社会形態において行刑全体が教育であるという。また、教育といっても学校教育的なものを中心とした個人の知育に重きをおくのではなく、社会教育的価値を持つレクリエーション活動も充実したものとなるような設備を準備することも重要だと続けて主張している。レクリエーション活動は“受刑者相互のあいだに知識を啓発しあう機会を与え、同時に腹藏のない意見を交換させ、共同的融和性を養わせて、真に和楽をとものにさせる”作用がある<sup>6)</sup>。まさに冒頭で竹林が紹介した当時の記事にある、犯罪人の読書活動のような光景が期待できるというのだろう。

監獄内での教育のなかでも、社会教育の1つの方法として看読書籍という行刑上の用語を用いて、行刑文庫について詳しく後述している。看読書籍（刑務所図書館）の意義は3つあり、まず第1に拘禁生活に伴う日々の緊張や疲労から心をほぐし解放する娯楽

的な意義がある。それから間接的ではあるが、読書は社会の実情を知る重要な手段となる。読書を通じて得られる情報は社会復帰に対する意欲を高めると同時に、就業の際に必要な専門的知識を身につける機会にもなる、言い換えるならば情報確保手段としての意義である。犯罪人が社会復帰への意欲を高めていくプロセスにおいて、思想や物事に対する考えが転換するきっかけとなるようなインスピレーションを与えてくれる書物との遭遇も看読書籍の大きな意義である。また行刑文庫に配置されるべき人として、法務司書官と呼ばれる専門職員をあげ、強力な人格と周囲から尊敬を受けるだけの実力と、刑務所または感化保護施設の全機構、およびそのうちにおける図書館の位置を適確に把握する知性を兼ね備えた、刑務所生活および受刑者に対する同情的理解をもつ教育や訓練を経た経験に富む人格でなければならないという人物像を明確に打ち立てたのも竹林であった。

昭和16年当時、全国の監獄にはすでに看読書籍を備えた行刑文庫（刑務所図書館）は既に存在していた。しかし、図書館としての組織形態は持たず、教育手段と結びついた教化機能を果たせるほど十分に完成されたものではなかった。竹林は行刑文庫の抱える問題を、資料、職員、経費の3点から指摘し、諸問題を解決するためにアメリカ合衆国の刑務所図書館の例を紹介し、日本の状況と比較している。アメリカで刑務所図書館が発展を遂げてきた背景には、外部の図書館員の関心の高さと尽力によるところが大きく、犯罪人の権利を軽視する傾向がまだ強く、行刑当局外部からの関心が低かったことは日本とは異なる点であろう。というのも日本ではむしろ竹林や、後に刑務所図書館の研究活動に従事し、その普及を訴えた村田弘らの他には、刑務所の職員、主に受刑者の教化担当職員から関心が寄せられることが多かったのである。看読書籍の実状を危ぶみ、改めて刑務所図書館としての地位の確立を目指そうとしたのもまた、おそらく竹林が初めてであったと考えられる。

竹林が『特殊図書館』の後に記した『図書館の対外活動』のなかで、日本の図書館界の先駆者たちの図書館奉仕への熱意と骨身を削る努力を認めつつも、いまだ中世的封建的性質を脱しきれておらず、後進性があると指摘している。ランガナタンが掲げた図書館学の第3法則「すべての図書を、その読者に (Every book, its reader)」にあるように、社会のあらゆる場面での図書館奉仕の可能性を追求した。自力では動くことのできない、図書を読者の手元に届け、あるいは図書のもとに読者を誘うことの重要性を諸著において主張している。すべてのもののために存在する書物が与えられるべき「すべてのもの」に受刑者も含まれる。そして、病院や刑務所といった特殊な状態に置かれている特殊な読者への図書館奉仕も図書館の対外活動における重要な役割の1つだと彼は主張している。このような特殊図書館は、“肉体的精神的欠陥者、犯罪人、寄寓者などを平常の状態に置き、自立させる”ことに主要な目的がある<sup>7)</sup>。慰安的、娯楽的書物が人々を心機転換させ、肉体的精神的苦痛から救済すると一般的に認められていた当時であって、治療的教育的観点からみて特殊図書館の価値は大きいと竹林は考えていた。さらに外部世界や社会の人々から隔絶された人々にとって、図書は幸福感を与えるとともに心を平静にし、健康状態を取り戻させるものであった。ここで語られる図書館奉仕対象としての受刑者や特殊な読者は、図書館奉仕を十分に供給されない憐憫の対象として述べられているわけではなかった。彼らの生活の改善と向上を図ろうとする意識から、また他の人々

を同様に国民として持つべき権利のもとに妥当な取扱いを受けられるような機会の均等化を訴えたのである。竹林はそれまでの先駆者たちがあまり目を向けてこなかった、受刑者ら陰の読者層に対する図書館奉仕を充実させ、図書館活動を拡大させ、当時の日本の図書館の後進性からの脱却を図ろうとしたのかもしれない。

ここまでをみると、今後の監獄に求められる行刑文庫の整備は、行刑文庫の書物が持つ人に与える教育的あるいは娯楽的效果あつてのこのようにみえる。しかし、単なる施設の充実ではなく、図書があつて受刑者が利用できる場所の確立こそ彼が本来目指していたものであることが以下の文章からわかる<sup>8)</sup>。

“しかし監獄が必要とするのは図書館であつて、書物ではない。既に述べたごとく真の図書館はその社会の要求に応じ、読者に奉仕するために書物の購入・整理・分類に加えて、読者の興味を刺激し指導する方法を講ずる。即ち書物を知り読者を知り書物と読者を結びつける司書が必要なのである。”

図書館という公共の施設が社会的機能を果たす役割を担うとすれば、万人に資するものでなければならない。したがって、たとえ監獄や刑務所であつても場所に加えて専門職員を配置し、外部の公共の図書館と変わらない図書館を設置することは欠かすことのできない図書館の役割なのである。受刑者という図書館の利用者側の視点に加えて、図書館という刑務所の外にある立場からも行刑文庫について考えていたのである。これは竹林が刑務所を社会の1部として考えていたことの現れであり、犯罪者と社会とのつながりがあまり注目されることのなかった当時、彼の図書館思想は先見的に刑務所図書館とそれを抱える社会像というものをとらえていたといえよう。

#### 4.3 村田弘と行刑図書館研究会の活動

##### ・村田弘と「行刑図書館」

村田弘は竹林熊彦と同じく同志社大学出身であるが、最初は中途退学している。その後現在の国家公務員試験に相当する満州委任文官考試の行政科・司法科に合格し第2次世界大戦が終戦するまで満州国司法部属官兼看守長として満州国に駐在している。満州国での勤務期間中の収監者との交流経験や、収容施設内の教育経験への関心が村田に施設内図書、図書室へと目を向けさせた。満州国での任務を終えて日本に帰国した後、再び同志社大学にて図書館学を学び同時期に司書職員としての資格を取得している。村田が在籍していた当時の昭和24年、同志社大学は図書館専門職の養成を目的とした図書館学講習所を開設して間もない頃であった。村田は講習所開設初期の学生であり、既に当時同大学で教鞭をとっていた竹林熊彦にも学んでいたと考えられる。図書館学を学ぶ傍ら、奈良少年刑務所にて中央刑務官練習所の司法事務官として勤務し、国立京都少年療養院教官（現京都医療少年院）に勤務移動を経て行刑図書館研究会という日本で最初の刑務所図書館発展を目的とした組織を立ち上げた。行刑図書館研究会の事務局は同志社大学図書館に設置され、初代会長として竹林熊彦が任命されている<sup>9)</sup>。村田自身は同研究会の理事長として、行刑図書館すなわち刑務所図書館に関する調査研究と、その成果

を発表する場として機関誌である『行刑図書館研究』の発行に携わった。『行刑図書館研究』は村田を編集長として発行された季刊誌であった。昭和期における日本の刑務所図書館に関する資料を検索すると、すべて村田の著書が該当資料として検出される。このことから、行刑図書館研究会とは名称こそあるものの、実際は村田1人が中心となって独自に調査を進めていたのではないかと推測される。今回、確認ができた範囲では、村田は刑務所図書館に関する計10の論文ならびに著書を発表しており、それは以下に列挙する通りである<sup>10)</sup>。

- ①『アメリカにおける行刑図書館基準』東京，法府中央矯正保護研修所，1950.
- ②『米国行刑図書館基準』京都，刑図書館研究所，1952.<sup>11)</sup>
- ③「刑務所図書館の現状について」『図書館雑誌』，vol.43，no.5-6，1949，pp.59-60.
- ④「刑務所図書館に関する」『図書館雑誌』，vol.43，no.10，1949，pp.139-141.
- ⑤「何故刑務所に図書館が必要なのか」『行刑図書館研究』，vol.2，1950.
- ⑥「刑務所における専任司書の問題」『行刑図書館研究』，vol.2，no.5-10，1950.
- ⑦「Prison Libraries」英文毎日．（記事掲載日付：1950-04-03）
- ⑧「刑務所図書館文献目録」『図書館界』 vol.13，pp.60-65.
- ⑨『日本近世刑務所図書館史稿』同志社大学図書館学紀要，vol.1.
- ⑩『刑務所図書館経営学：初めて図書館の仕事をする人々の為に』橘香社，1955.

村田が刑務所図書館の研究に取り組み始めた昭和20年代前半、行刑周辺では財政困難を理由に政府の『矯正保護図書館規程』案は立ち消えとなったばかりであった。規程案の立ち消えという結末を受けて、自ら立ち上げた行刑図書館研究会において「刑務所図書館の計画と基準」を考案、検討し、実現されなかった基準案に代わるものの作成に取り組んだ。この際、前規定案の大半が他の図書館基準の転用であり、図書館運営において実際に必要とされる技術的な面を無視したものと不完全性を指摘し、その点を考慮してうえで、より刑務所の内情に応じたものを念頭に思案していたと考えられる。村田の基準案で目指された刑務所図書館とは、専門的な水準に立った図書館であり、多くの点においてアメリカの刑務所図書館が念頭にあったようだ。基準案の検討過程において村田自身が、昭和24年『行刑図書館基準』（200部限定発行）の翻訳に着手し、翌25年には発行に至っていることから、基準案の完成が急がれていたことがわかる。『行刑図書館基準』の原書は、アメリカ刑務協会の刑務所図書館委員会による“*Objectives and Standards for libraries in Adult Prisons and Reformatories, U.S.A.*”であり、日本に先んじて国家レベルでの刑務所図書館基準に順ずるものをもって刑務所図書館の運営に取り組む隣国に倣うところは大きいと考えたためである。刑務所および矯正施設内の図書館基準として全米の刑務所で採用されていた同基準は、昭和18年に“*Supplement to The Prison World*”において発表された。また今も当時も刑務所図書館に関する資料が日本では僅少であった。そこで村田はアメリカ刑務所図書館協会に対して刑務所図書館に関する資料の照会を依頼している。また、同協会のジョン・コリー氏（John Mackenzie Cory）ならびにアーヴィン・リーバーマン氏（Irving Lieberman）との数回にわたる文書のやり取りを通じて、日本において刑務所図書館設立の準備にあたって助言を得ている。なお、先

の『行刑図書館基準』の翻訳、発行の際には大川新作氏（中央矯正保護研修所）、榎垣實氏（帝塚山女子短期大学教授）、CIE 京都ライブラリーのベーカー女史ら、多分野に属する各氏に助言を求めていたことから、村田の図書館界において広いネットワークを持つ人物であったことがわかる。

#### ・行刑図書館研究会のその後と刑務所図書館の衰退期への突入

村田によって日本に初めて刑務所図書館専門の調査研究組織が創設されたわけだが、その後本研究会に目立った動きはない。同会の機関誌であった『行刑図書館研究』の発行も昭和25年を最後に途絶えている<sup>12)</sup>。村田自身のその後の消息はというと、昭和26年に岡山県の長島愛生園（国立ハンセン病療養施設）に勤務地を移してからは、同士の名前は同志社大学図書館学会会報に記載されている会員名簿によって数年間は確認されている。しかし同会報に公開される同窓生名簿からも氏名が消え、その後の消息は今回の調査では確認することができなかった。また、同大学が所蔵する竹林熊彦文庫をもとに、村田の師であった竹林との交流活動が確認できる資料の収集も行ったが、成果は得ることができなかった。しかし、竹林熊彦が生前に収集し、所有していた同文庫のなかには村田の『刑務所図書館経営学』があったことから、竹林が著書『特殊図書館』で“行刑文庫概説”を書く際の参考資料として用いられたのではないかと思われる。機関紙が休刊となって以降の行刑図書館に関連した活動が続けられた様子は見られなかった。村田は愛生園においてもそれまで不在だった園内の独立した図書室建設に尽力し、昭和30年には同施設に新図書館の設置を実現している<sup>13)</sup>。テレビもまだ普及する以前の当時、ハンセン病関係の図書の充実や話題の新刊書の購入だけでなく、世相や園内生活の変化に応じて蔵書を整備していくなど園内生活者の利用に直接応える図書館づくりを行った。その間、村田は『病院図書館』を記している<sup>14)</sup>。これは、書名の通り院内図書室あるいは文庫の設置とその運営方法について助言となることを目的として記されたものであり、構成は『刑務所図書館経営学』と類似している。『病院図書館』には、刑務所内における図書室と病院内における図書室の存在は両施設において類似しているという村田の施設図書館、竹林のいうところの特殊図書館観が述べられている。また、愛生園に勤務の場を移した後の昭和27年の雑誌『図書館界』では刑務所図書館研究に貢献するものとして“刑務所図書館文献目録”を発表している。これは、日本、中国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、チェコなどの諸国において明治9年以降に発表された刑務所図書館に関する文献を集めた目録の一覧である。紹介された海外の文献のなかには、中国の張鴻曹による“監獄図書館研究”（『文華図書館学専科学季刊』vol.6, no.1, 1934, pp.49-66.）といった論文も見られ、日本だけでなくアジア地域においても刑務所図書館に対する研究的な関心が当時あったことが確認できた。

## 第5章 結論

### 5.1 刑事施設の現状と刑務所図書館

#### 5.1.1 刑事施設が抱える問題

明治41年以来、抜本的な改正を経ることのなかった監獄法は平成17年に廃止となり、新たに受刑者処遇法が制定され今日に至っている。制定に至るまでの審議過程においては、受刑者処遇のあり方が受刑者の人権保護の立場から問われた。具体的には受刑者の権利義務と職員の権限の明確化や処遇体制の改善、規律と懲罰のあり方等が提言され、刑務作業の短縮や受刑者の連絡経路である外部交通の自由を大きく拡大する形で新法に盛り込まれている。行刑改革会議において、法改正に向け受刑者の人権救済のための制度準備に本改正の重点的な位置づけがなされたこと背景に、名古屋刑務所における受刑者死傷事件と、本事件を機に高まる世間の関心があることは相違ない。新法成立後、今日まで刑事施設委員会の創設や内部監査の充実強化や情報公開によって刑事施設の透明性を確保しようと各関連機関が始動している。また、受刑者の人権保護を考慮した制度改革は、これまで処遇上の課題とされてきた受刑者個人の特性に応じた処遇の実現に向けて前進する機会となるだろう。しかし、刑事施設が抱える問題の多くが新法制定による改革を困難にしており、解決されないまま優先的に取り組まれるべき問題として残存しているのもまた事実である。

刑務所が現在抱えている問題としてまず挙げられるのが、刑事施設の過剰収容問題である。過剰な収容人数は刑務所、少年刑務所、拘置所刑事施設全般について言えることである。平成18年12月末現在において、収容定員が79,375人であるのに対して、実際の収容人数は81,255人である<sup>1)</sup>。これを収容定員に対する収容人員の比率である収容率で見てみる。すると、収容率は102.4%となり、前年度と比べて減少しているものの、収容人数の過剰は依然として続いており、このような状況が日本全国の約70%の刑事施設において見られるという。政府を中心に受刑者の施設の増設が急がれるものの、刑事施設の存在を好ましく思わない地域住民や地域の安全やイメージの侵害を懸念する自治体にとって施設の建設は受け入れられにくく、遅れている。日本の犯罪の現状として再犯率の増加と犯罪者層の変化もまた問題視されている。犯罪数が減少傾向にない状況について述べたが、一般的に犯罪発生数は受刑者数の増加に比例すると考えられる。問題は、こうして生じる新受刑者に占める初入者の比率が減少傾向にある一方で再犯者の比率が増加していることである。法務省の平成19年度犯罪白書「特集 再犯者の実態と対策」によると、平成18年の一般刑法犯検挙人員中再犯者が占める割合は38.8%であり、前年の37.1%と比べて増加している<sup>2)</sup>。同白書による資料を見ると、平成13年に刑期を終えて一度出所した受刑者が平成18年末までに再び入所した累積率は47.4%であり、そのうち満期釈放者は59.3%、仮釈放者は38.1%と決して低いとは言えない状況である。なお再犯者の罪名のうち、高い比率を占めるのは傷害、窃盗、暴行及び覚せい剤取締法違反である。再犯者<sup>3)</sup>の再犯当時の状況をみると、無職者が多く半数以上を占める。また、再犯者でも、再犯の回数が多い者ほど出所後の再犯に及ぶまでの期間が短いものとなっている。これは、施設における矯正教育ならびに感化教育といった、社会復帰のための現行の矯正処遇があまり受刑者の社会復帰に功を奏していないことを示している。犯罪白書においても再犯者の減少、すなわち再犯防止を目的として処遇プログラムの改革、

そのための研究の必要性が提言されている。再犯防止のための処遇プログラムを決定するうえで考慮されるべきことは、処遇対象となる受刑者の特性である。現在男女ともに受刑者は増加傾向にあるが、特に女子の受刑者の増加率の上昇が目立っている。また受刑者のうちに高齢者の占める比率が増加している。65歳以上の受刑者が5.7%を占め、これは前年度と比較して0.8ポイントの上昇であり、285人の増加となっている<sup>2)</sup>。受刑者の高齢化が進むということは、施設内で生涯を終えることも少なくなく、それだけ受刑者が社会に戻っていく可能性も低くなるということである。また、高齢になった受刑者が刑期を終えたとしても、職を得ることは難しく、社会生活を回復することができないこともまた再犯率の上昇を促進すると考えられる。こうした現状は、受け入れる社会体制にも問題があるであろうが、再犯防止のために思案された処遇のあり方とその効果に疑念を生じさせる。また収容する施設側の医療体制の充実だけでなく、受刑者の人としての命を尊重するためのホスピス的な役割も求められ新たな役職の設置や職員の作業負担の増加を招く。事実、刑務所の過剰収容と職員不足は問題として昨今のテレビ報道においても特集されることが多くなったのは現状とさほど乖離していないからであろう。他にも、凶悪犯の増加による刑期の長期化に伴って、刑務所内の受刑者同士または受刑者、職員間のトラブル発生率が急増するなど、残存する問題が新たな問題を生み出すという状況が見られる。問題が解消される兆しの見えない犯罪数の増加と多様化する犯罪が問題の分析を困難にし、現存する問題の解決にまでなかなか至らなくしている。また、施設の実態の変化は施設そのものの意義をも問うものであり、取り組むべき問題は山積みである。犯罪の発生状況が社会を反映するものと考えれば、社会に存在する根本的な問題の解決に取り組むことが着実である。しかし、現在の複雑な社会状況とその変化によって解決へと実を結ぶことは難しい。そのため、刑事施設の運営見直しが行われている最中ではあるが、受刑者への処遇は困難な課題ではあるが再犯率の低下につながるものとなれば現状からの脱却を図るための大きな効果を期待できよう。受刑者への処遇は刑務所施設生活すべてに関わるものであり、教育的内容が濃い。読書や図書資料の利用が余暇時間の利用だけでなく、受刑者の施設生活全般において密接に関わっていることはこれまで述べてきたとおりである。本項で刑事施設や犯罪の現状を踏まえたうえで、次項では現在の刑務所図書館と受刑者の読書や図書利用活動について考察する。

### 5. 1.2 府中刑務所に見る現在の刑務所図書館

日本の刑務所施設における施設生活者すなわち受刑者の図書閲読と、その環境について述べるまえに刑務所図書館というものについて言及しておく必要がある。海外の刑務所では、たいていどの施設内にも受刑者のための図書室が設置されている。この図書室は刑務所図書館と称され、開架式で、利用方法も受刑者が図書室を直接訪問し、読書をしたり、受刑者への図書の貸出を行ったり、さらにはインターネットアクセス環境まで整っている刑務所図書館もすでに存在しており、図書館利用の観点からは公共の図書館とほとんど変わらないといえよう<sup>4)</sup>。また、海外の刑務所図書館の事例を見ると司書資格取得者、もしくは図書館情報学を履修している専任の職員が常駐しており、これらの

職員の自らが運営を管理する図書館の環境整備に関する意識も高い。同様の経歴を持つ、生活態度が優良と判断された受刑者が図書係に任命され、刑務作業と同等のものとして作業費を受給されながら、専任の職員の補佐にあたっている。

刑務所の主要な目的は、施設の安全性の保護や受刑者の更生と社会復帰の支援である。受刑者が閲覧可能な図書や取得できる情報へのアクセス面での制限などある一定の制限があることは、考えられる一般の図書館の利用環境と異なるところである。実際、ほとんどの刑務所図書館が受刑者の知る自由や表現手段といった人権保護と施設の安全性の確保の狭間におかれながら、施設の秩序維持を第一に優先させるという一貫した方針が制限を設けること理由としている。

では、こうした施設のある日本の刑務所図書館はどうであるかという、一般の図書館やこれまでに述べた海外の刑務所図書館を基準として考えると、現状では遅れをとっていると認めざるを得ないであろう。その理由として、いくつか考えられる。まず、図書資料そのものが置かれている場所の環境である。存在はするものの、制度的保障のない刑務所図書館は用語としても、どのようなものを明確に示す共通した定義がなく、施設ごとに程度や内容がばらばらであるため、定義することが難しい。昭和62年の第52回IFLA東京大会開催後に『図書館界』に発表された天満隆之輔の“刑務所図書館についての一考察”の冒頭において、天満は“刑務所図書館とは広義にとって、刑務所を中心とする矯正施設の図書館の意味としておくのが妥当であろう”と「刑務所図書館」を定義している<sup>5)</sup>。本論においても、このような刑務所図書館を念頭に置いて述べてきたつもりである。現在、日本の矯正施設にある刑務所図書館の様子を知るために筆者は平成19年12月、東京都府中市にある府中刑務所（法務省矯正管区）を訪問する機会を得た。訪問時に見聞きした内容からは現在の刑務所図書館と刑務所図書館が置かれている状況について知ることができたと思うため、ここで紹介したい。

まず、府中刑務所は3,039人（平成19年12月当時）の受刑者を収容する日本最大の刑務所であり、日本の刑務所を代表する施設と考えられている。受刑者の処遇上の分類は犯罪傾向が進んでいる26歳以上の者であるB級受刑者と日本人と異なる処遇を必要とするF級受刑者（外国人受刑者）であり、訪問時も526人の外国人受刑者を収容していた。

訪問した際に見学できた刑務所図書館は、府中刑務所では「図書工場」と名称で呼ばれていた。一般的に「工場」とは、受刑者が受刑生活の中心を占めている刑務作業を行う場所である。図書工場では、海外の刑務所図書館の図書係同様、施設内での日常生活で問題行動の見られない受刑者あるいは犯罪者となる前は、世間から有識者と見られるような受刑者といった、いわゆる優秀または優良受刑者が図書整理あるいは簡単な検閲作業に黙々と取り組んでいた。図書工場が受刑者の生活拠点となる独房から離れた場所に位置していることだけでなく、受刑者の刑務作業のための工場の1つとして通用していることが、受刑者にとっての日常的かつ円滑な利用環境とはほど遠いものであり、そこには何らかの仲介が入ることが感じられた。実際、府中刑務所では長野刑務所図書館とは違って、依然閉架式が採用されており、受刑者は定期的に回覧される図書目録から自らが読みたい図書を選択し、貸出申請の為の特定の用紙に図書名を記入した後、図書工場で作業をする図書係から借りたい図書を各々の独房で受け取ることになっている。

これが図書閲覧のためのおおまかな流れだが、日本最大の受刑者数を抱える府中刑務所では、作業に当たる図書係が6, 7人であることや(筆者が見学した際に図書工場で作業にあっていた受刑者の人数である), 図書配布以外の図書工場での作業内容や仕事量から考慮しても予想されるが、受刑者の手元に希望した図書が届くまでに通常数日を要するのだという。

刑務所が所有する図書の蔵書数および蔵書内容の状況も、海外の刑務所図書館に遅れていると考えられる理由の1つである。通常、刑務所には官本と呼ばれる備付けの図書がある。施設運営予算から配分される購入費用以外には、篤志家やボランティアによる本の寄贈くらいしか蔵書を増やす手段がないため、刑務所によって官本の数、内容の程度に差はあるものの、全国の刑務所にこうした図書が備え付けてあり、どの受刑者も無償で一定の利用手続きを経て、閲読することができる。府中刑務所が所有する約95,000冊(うち約25,000冊は外国語図書が占める)の官本は、所を管轄する東京矯正管区内でも最大である。なお外国語図書に関しては国内最大冊数を所有しているため、他の施設に收容されている受刑者からのリクエストに応じて貸出も行っている。さきに府中刑務所の官本所有数は国内の刑務所でも最多のほうに属すると述べたが、当施設が現在收容している3,039名(2007年12月現在での收容人数だが、本来の收容定員は2,842名)の受刑者1人当たりの手にわたる冊数で考えると、30冊前後である。30冊という数からは閲読できる冊数範囲としても十分と評価できるかもしれないが、筆者が訪問した際に図書工場で見た官本のなかに新刊は少なく、どれも表紙や中の一部が破損しているものや、発刊年が古いものが多くあるなど、図書工場を1つの図書館として見る場合、十分に利用者の要求に応じられているとは言い難い状況であった。全く新刊本が購入されないというわけではないが、少ない予算内での施設運営を強いられている財政状況にあって図書の購入費にばかり予算を注ぎ込むわけにはいかないという苦しい事情もあるのだろう。

府中刑務所もまた收容者定員数を超える受刑者を收容しており、他の矯正施設や刑務所が抱える問題に直面している刑務所の1つである。職員の方から伺った話によると、全国の刑務所のなかでも府中刑務所の受刑者は処遇困難とされる受刑者なのだという。「処遇困難」とは重度の刑量ではなく、被收容者の再入所率、つまり再犯率が高いということであった。府中刑務所のB級受刑者の再犯率は平均にして4.4回であり、刑期の平均期間は2.7ヶ月であった。またB級受刑者で46歳、F級受刑者で36歳という收容者の平均年齢も府中刑務所もまた、受刑者の高齢化問題に向かわざるを得ない状況にあることを示している。

府中刑務所のみしか訪問していないため、全国の刑務所図書館の状況とその共通性について正確に述べることはできない。だが、中根憲一が発表文献において国内、海外において多数の刑務所図書館を視察してきた報告を頻繁に行っている。これらの資料から現在の刑務所図書館の状況について次に整理する。

現在、日本の刑務所には図書室が存在している。刑務所建築準則第56条によって、図書室の設置が定められているためだが、その様子は私たちが図書室という言葉から想像するような訪問者の利用に供するような場所ではない。受刑者が直接図書室を訪問し、図書の貸出のための手続きを行ったり、読書に没頭できるような閲覧用のスペースは設

けられておらず、官有の図書である官本を置くための書庫というのが多くの刑務所図書館の実態である。私がさきに述べた府中刑務所の図書工場という図書室につけられた名称からもわかるように、刑務所では「工場文庫」方式が定着しており、受刑者が直接的に図書を選ぶことはできない。府中刑務所のように、図書工場として他の工場とは別に図書専用スペースを持たない刑務所もある。そうしたところでは、受刑者が刑務作業を行う各工場の一角に文庫形式の書架を設け、作業の合間の休憩時間を利用して図書を選び、作業終了時に各房へと持ち帰って読むという方法がとられている。このように、読書のための閲覧室が施設内に特別用意されていないことが受刑者の図書閲読の現状である。

受刑者が刑務所で読むことのできる図書は、官本と私本に区別されている。官本とは、いわゆる刑務所が購入あるいは収集し、受刑者が読書できるよう貸与する図書や雑誌のことである。これに対して、私本は受刑者自らが入所時に持ち込んだり、服役中に外部から差し入れてもらったり、自費で購入して所有する図書・雑誌を指す。官本には所蔵冊数や図書の内容に限りがあり、決して読みたいものを受刑者が読めるわけではない。そこで受刑者の知る自由、読む自由を保障するために拘禁目的に反しないことを条件に私本の入手が認められており、入手できる図書の範囲も徐々に広げられている。しかし、拘禁目的に反しないことが条件となっているだけに、入手して受刑者の手元に届けられるまでには刑務所当局による検閲手続きを経ることが必ず義務付けられている。必ずしも書店で読みたいものを購入して読むといった私たちが持てるほどの読書の自由は受刑者には認められていないのである。

受刑者が直接読みたい本を手にとって選択することができない官本の管理状況については既に述べた。では、実際にはどのようにして読書のための図書や雑誌を彼らは入手しているのだろうか。受刑者の図書閲読は実務的には「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定」（昭和41年12月13日矯正甲1307法務大臣訓令）、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定の運用について（依命通達）」（昭和41年12月20日矯正甲1330矯正局長依命通達）の規定に基づいて運用されている。官本の貸出冊数、貸出期間はそれぞれ3冊以内、1ヶ月以内で行われ、細かいことに関しては施設ごとの規則に委ねられている。官本のなかでも辞書や参考書といった一般的に学習書と呼ばれる図書の類は、教育担当の職員や篤志面接委員が読書を薦めることもあるため、別枠として貸出冊数や期間に含まれない。原則的には、官本の図書目録、貸出手続きのための図書カードが定期的に工場や受刑者が寝泊りする建物を意味する舎房に回覧され、その中から読みたい本を受刑者が選択しカードに記入する。その後選ばれた図書は図書係の受刑者（「図書夫」と呼ばれる）が各自の部屋に配布していくという流れで貸出が行われている。

私本の入手についても基本的には官本と同じである。新法では、毎月定められた受付日に購入を申し込み、書籍、月刊誌、週刊誌を自費購読によって入手、閲読ができる。また、パンフレット等も含む書籍全般についてはこれまでと同様、差入れを通じて入手することができる。ただし、検閲、検査手続きが義務であるため受刑者本人に交付されるのは差入れられた日より1、2ヶ月先になることは必然である。私本の場合、予め決められている所有冊数を超える場合には、領置品として刑務所が管理する場所に別置されることになり、領置している図書を読みたいときには、手元にあるものと交換するこ

とになる。また、閲読後は原則として廃棄されることになっているが、「宅下」といって、もう読まない不要になった図書所有を破棄し、刑務所外に出すこともできる。私本には検閲の手続きを経ることが必須となっているが、拘禁の目的に反するような好ましくない内容を含む図書については入手が許可されず、自費で購入できたとしても受刑者の手元に届けられることはない。ただし、許可されない内容が一部であれば、該当する箇所を黒く塗りつぶして（「墨塗り」と呼ばれる）、また切り取った後に入手して読むことができる。受刑者の閲読が許可されない内容は一般的に以下のとおりである。検閲上での明確な基準はないが、反社会的な内容（例えば犯罪行為を美化するような）、自殺関連記事、性的描写、暴力団の対立・抗争に関するものといった所内の秩序を乱すような内容が閲読の禁止対象になっている。閲読させないことではなく、施設の安全保護が優先するための検閲は現在比較的緩やかに行われている。しかし、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定」に「閲読させる」とあるように、図書の閲読が今なお恩恵行刑の1つとしてあることも否定できない<sup>6)</sup>。

明治期以来、他の図書資料とは区別して取り扱われてきた新聞紙の閲読は現在でもいくつもの制限のなか、閲読が許可されている。一般紙では朝日新聞、毎日新聞、読売新聞のうち刑務所所定の一紙を購入し、回覧することで全ての受刑者に閲読の機会が付与されている。第2章でも述べたように、受刑者の新聞紙閲読は刑務所購入のものとは外部からの差入れによって認められていた。この場合の差入れとは親族が新聞販売店に購読契約を結んで行うものであり、受刑者個人の購読契約はこれまで禁じられていた。新法の改正では、この新聞紙の入手法に変更が加えられ、受刑者が領置金による自弁が許可されることとなった。自費購入を条件に通常一般紙（朝日、毎日、読売、日経、産経）と特別紙（スポーツ新聞各紙）を刑務所が指定する新聞販売店より購読することが可能になったのである。刑務所が指定する通常紙2紙、特別紙2紙からそれぞれ1紙、最大で2紙を選択して毎月1回の受付日に翌月以降の分を月単位で購読予約する。そして代金は毎月領置金から引き落とされるという仕組みである。自弁による新聞購読が認められたことで、受刑者の情報取得範囲が大きく広がることは確実である。だがその一方、購読できる経済的余裕のある受刑者と購読できない受刑者という刑務所社会のなかに格差を生むきっかけともなるため当規定が与える刑務所そして受刑者への影響が無視されてはいけな。書籍に限らず、受刑者の自弁が受刑者の人間関係において力の誇示手段として用いられ、トラブルの原因になっていることも事実である。このように、許可項目1つをとってみても、刑務所社会が受ける影響は大きく、その影響の結末は後々社会に返ってくるものなのである。

## 5.2 公立図書館と受刑者

独立した刑務所図書館の設置と地位の確立が実現されない現状にあって、その実現を望む人々の間で呼びかけられているのが外部からのアプローチである。これまでも教育熱心な職員や刑務所長がいる施設においては、各矯正施設からの要請に応じて周辺地域のボランティアや篤志家からの寄贈書、あるいは地域の公立図書館の廃棄図書によって官本冊数の充実に努めてきた刑務所もある。また、物理的に刑務所外の施設を利用できない受刑者に対して、刑務所周辺地域に設置された公立図書館が刑務所や少年院を移動

図書館のサービス地点の1つとして施設を巡回したり、特別に許可を受けた司書などの図書館に勤務する専門職員が施設を訪問して団体貸出サービスを提供している地域も確認されている<sup>7)</sup>。こうした事例からも言えるように、受刑者は公共図書館にとって図書館が提供するサービスを享受する権利を有する利用者として認識されている。そこで、刑務所施設にとって外の存在である公共図書館と受刑者との関係について本節では述べてみたいと思う。

### 5. 2.1 利用者としての受刑者

刑務所内に閲覧室も含めた図書室を設置し、受刑者が公共図書館を利用する場合と同様のサービスを受けられるようになるまでに今後どれだけの時間と予算が必要であるかはわからない。しかし、その過程に刑務所当局や行刑関係者だけでなく、公共図書館やそこで働く図書館員の協力があれば、日本における刑務所図書館の実現と発展もより具体的なものになると期待できよう。外部から入るものに対して、施設の安全管理という責任意識から警戒態勢になりがちな刑務所に対して、団体貸出や読書指導等ある程度のサービス提供を地域の図書館側からアプローチすることは不可能ではなく積極的に行われるべきだという意見は多い。

図書館活動において、受刑者や入院患者、施設生活者あるいは寝たきりの人まで、図書館の利用の際に特別なサービスを必要とする人のことを「不利益 (disadvantage) をこうむっている人」と専門用語を用いて表している<sup>8)</sup>。この「不利益」という用語は、さきあげたような特定のあるいは限定的な意味での使用の他に、図書館員による高度な社会的援助を必要とする人々まで広義の意味で用いられることもある。しかし、語句の定義に関わらず図書館において「不利益をこうむっている人」とは、身体的、心理的理由により図書館の通常の利用が妨げられている人と考えられる。イギリス教育科学省が昭和58年に公立図書館のアウトリーチ・サービスについての全国調査を実施した際には、これらの人々を以下のように4つに分けてとらえている<sup>8)</sup>。

- (1) 特別な配達サービスを必要とする人
- (2) 伝統的サービスでは提供していない資料や機器を必要とする人
- (3) 図書館利用に助力やはげましを必要とする人
- (4) 不十分なサービスしか受けていない人

とはいえ、イギリスにおいても障害者サービスが普及の兆しを見せ始めるのは昭和30年代後半以降のことであり、受刑者に対するサービスが注目を集めたのはもっと後になってからのことである。長期療養者から障害者、スラム地区の住民に見られる新識字者、そして受刑者と障害者サービスの対象の幅を徐々に拡大しての結果であった。日本においても同様の環境下にある人々を対象としてアウトリーチ・サービスの拡大を図ってきた<sup>9)</sup>。しかし、受刑者が公立図書館のアウトリーチ・サービスの対象として注目されるようになるのは平成に入ってからのことである。具体的には、日本図書館協会の障害者サービス委員会が平成10年に実施した「公共図書館の利用に障害のある人々へのサービス調査」において初めて受刑者への図書館利用サービスの提供に関する質問項目が設け

られるようになってからであろう<sup>10)</sup>。

## 5. 2.2 受刑者サービスの現状

刑務所内読書施設への支援活動、受刑者への図書館サービスは、図書館への来館あるいは図書館利用が何らかの理由で困難とされる「障害者サービス」に当たると考えられる。前項で受刑者は図書館活動のサービスを楽しむ権利を十分に有すると述べ、図書館からの支援を受け入れている矯正施設が存在することも述べた。受刑者サービスの個々の活動記録は事例報告として、担当司書や図書館または矯正施設の職員の寄稿等に見ることができる。しかし、全国レベルにおいて受刑者サービスがどの程度実施されているのかについて知る事が可能な詳細な調査はまだ実施されていない。そこで、だいぶ時期を過ぎてしまっているが、平成10年に実施された日本図書館協会の障害者サービス委員会による調査報告書をもとに受刑者サービスの現状について考察を試みる<sup>11)</sup>。

日本でこれまで障害者サービスに関する全国調査は現時点で5回実施されているが、刑務所施設に関する調査が行われたのは「受刑者サービス」が調査項目に加えられた前回の平成10年の調査が初めてである。刑務所、拘置所、少年院などの矯正施設の被収容者に対してサービスを行っている公立図書館は全国で26館であった。

この調査結果から、受刑者サービスの実施館数が少なく遅れている状況であること、しかもサービス内容が団体貸出であることが多いことがわかる。被収容者である受刑者は矯正施設当局が積極的に図書館サービス支援に乗り出さない限り、公共図書館へのアクセスができない。彼らは最もサービスを必要としている状況下に置かれているにも関わらず、最も公共図書館のサービスから疎外されている人々といえよう。本報告書では、調査結果から今後の受刑者の公共図書館へのアクセスを促進するために、またサービス対象は矯正施設という機関ではなく、そこに収容されている人々だとして、サービス区域内に抱える未実施館に対して、矯正当局側からの要請を待つのではなく、主体的な当局への働きかけを呼びかけている。前回の調査実施後、日本図書館協会は平成17年に障害者サービスに関する全国調査を再び実施している<sup>12)</sup>。その結果によると、受刑者に対して何らかのサービスを行っていると回答した公立図書館は9館と、前回の26館から大きく減少している。アメリカやイギリスにおいては、図書館が設置されている自治体内に矯正施設がある場合、ほぼ全ての図書館がそれらの施設生活者に対してサービスをいっているのが通常となっている。これに対して本調査でわかった全国の公立図書館のなかでの9館という受刑者サービスの実施館数は少ないのは明らかである。また、実施館で行われている図書館サービスの内容も団体貸出や移動図書館のような一定のものに限られている。海外では、専任の司書職員あるいは司書に相当する図書館サービスに精通した職員一図書館情報学を専攻、履修した人物などを配置して独立した図書館として運営に取り組み、外部からの支援も積極的に受け入れようとする。このような海外の刑務所図書館で見られるような受刑者サービスと比較して、受刑者サービスに対する支援体制が整っているとは言えないだろう。

先の障害者サービス調査報告書において受刑者サービスを実施していると回答した26の図書館のうち、岐阜県の大野町立図書館に限っては5名の受刑者が図書館利用者として利用登録している<sup>13)</sup>。この5名の受刑者のサービス利用がどのようなものであるか

は不明だが、外部機関である図書館の利用者として登録が認められたことは稀有なことである。しかし、こうした活動の実態と、その広がり在今后の刑務所図書館の発展を支えるものであり、各地の受刑者サービスの実態に関する状況調査の早急な実現が望まれる。

### 5.3 まとめ

これまでの監獄、刑務所の図書室を振り返ると、明治期は、監獄則をもって日本の監獄制度も確立へと歩み始めたが、定着させることに多くの時間が費やされた。一方、国民の文化活動として読書の有用性が発見され、政府をはじめとする読書活動の推進政策により国民に読書活動が普及し、生活の様々な場面で行われる行為として読書は浸透していった。こうした文化活動の推進とともに書籍館等の施設が整備された影響を受け、監獄内にも同様の施設設置に向けた動きが既に始められていた。日本の行刑は3度の改正を経て、明治41年の監獄法の制定によってようやく監獄制度として安定期を迎え、刑務所図書館の整備し全国的に均等なものにすることも関心が向けられるようになった。大正期に入ると、行刑思想の変化により、制度が再考されるだけでなく、受刑者の処遇改善や教育面の充実などを主とした監獄改良が図られた。その際にも近代的な監獄が念頭にはあり、海外の監獄に倣うところが多かった。昭和期は、それまで施設としての刑務所図書館の整備が中心だった図書館活動も、そこで何を行うか、受刑者の読書活動や読書指導へと刑務所図書館の理念は大きく幅を広げる。

一方で、刑務所図書館の整備充実を願った村田弘が刑務所図書館研究会を創設するなど、明治期の竹林熊彦ら先人の刑務所図書館の地位確立への意思は昭和期にも十分受け継がれていた。村田ら図書館関係者と矯正界の職員らの熱心な活動もあり、戦後昭和期に刑務所図書館は再び最盛期を迎えたといえる。当時、関連法規の相次ぐ制定が行われ、日本の公共図書館界もまた盛り上がりを見せていたことも刑務所図書館への関心を支えたことは確かである。監獄における図書室設置運動初期と同様、昭和期の刑務所図書館の充実には公立図書館運動や受刑者への教育活動との連動と、積極的な支援者の存在が不可欠だったのである。現在、刑務所図書館への関心の的は受刑者の図書閲覧許可範囲、そして図書館活動としての受刑者サービスに集まりやすい。近年、関心が集中することとなった発端は公共図書館活動における障害者サービスへの再考である。図書館のサービス活動とその可能性が見直され、潜在的利用者であって目を向けられてこなかった受刑者も図書館の利用者の1員としてサービス対象に含まれることが改めて確認されたことは大きい。

書籍の閲読や新聞の購読の許可や制限を緩和することは、受刑者にとって自らの知る権

利や勉学の権利が保障されることを意味する。新しい「受刑者処遇法」には、犯罪者の矯正処遇が全面に押し出される内容となっており、施設生活上の制限の緩和、優遇、仮釈放の上申など受刑者本人の更生意欲を点数化することで評価されやすくなった<sup>14)</sup>。教育刑に重心を置く現行の行刑制度のなかで、受刑者は刑務所から受講を指示された指導を受ける義務を有し、拒否することは原則禁じられている。平成19年の犯罪白書に報告された殺人再犯者に関する特別調査によると、多くの場合、殺人の動機は生育環境の

影響というよりもむしろ、瞬時的に発生するものが多いという<sup>15)</sup>。つまり、相手を殺害するほどの事情がないにも関わらず、その場の激情や興奮に支配されての犯行、また、自己の欲求が認められない場合や被害者との間に生じたあつれきを解消するための方法として犯行に及ぶケースが多いというのである。ここに見られる犯行の動機、あるいは犯行に及ぶ際の犯罪者の心理的背景を見ると、いずれの場合も彼らの内的部分で生じているものと指摘されている。もし、そこで犯罪行為に及ぶ手前で彼らを思いとどまらせる判断材料があるとするなら、また判断材料を与えてくれるものがあるとしたら、人の内的活動である読書や読書を通して出会う図書の効果は考えられないだろうか。司法制度では確実な犯罪者の検挙と、適切な刑罰の科刑によって再犯の防止に資するとしている。また、施設内においては就労支援のための職業訓練（少年院刑務所においては職業補導を実施）や、学校教育の内容に準じた教科指導が実施されている。さらには、犯罪の種類別に処遇プログラムを用意して再犯防止にあたっている施設も存在している。指導教育的な内容が中心となる矯正処遇の場面において、読書指導や図書資料を用いた改善指導が日常的に行われており、今後の処遇プログラムにおける図書資料の活用や読書が被収容者に与える影響に注目し、プログラムの作成や計画に活かされるような研究が必要と考えられる。

また、今回の法改正に伴って受刑者の外出・外泊の制限を緩和する新制度が設けられた。許可基準項目には“出所後の円滑な就労を図るためのハローワーク、その他の公的機関を訪問すること”とある。この「公的機関」には公共の利用のための場である図書館も該当すると解釈することも可能であり、今後受刑者の公共図書館サービスの利用が促進されることに期待したい。法的規定はあくまで最低限の保障にとどまるものであり、これらの規定を最大限に有効的に活用するためには受刑者からの要望だけでなく、要望を外部社会に伝え、要望の聞き入れと実現と維持に向けて支援する人々の存在が必要である。受刑者サービスにすぐに着手できるのは刑務所が位置する地域社会の公立図書館であり、実現のためには地域住民の刑務所、受刑者に対する理解は欠かせない。新法において地域社会との密接な関係の構築も念頭に置かれていた。受刑者が犯罪者である以上、初めから理解が得られることは期待すべきではない。犯罪の絶えることのない社会において、犯罪そして犯罪者と社会との関係は、何が社会にとって有益かを問い続けることによってようやく良好な関係の構築に取り掛かることができる。財政的に刑務所図書館の充実の進展が望めないならば、外部からの支援に訴えることが暫時的な支援策といえよう。

既に受刑者サービスを実施している公立図書館の存在は、先のアンケート結果からも確認できるが、このような草の根的な活動を絶やさないことが大事である。受刑者の声を外部に届けるとともに、こうした活動の存在を多くの場でアピールし周知を図ることが関心の高まりと受刑者サービスの発展につながるのではないだろうか。また、実際に刑務所図書館の設立や整備に取り組むにあたっては、次の2点が熟考されることが重要だと考える。まず、刑務所図書館がなんのために必要であるのかということである。受刑者の権利保護のためでもあるが、いずれは戻ってくる社会のためにもなるであろう。たった1つであっても犯罪は減らされるべきであり、犯罪を起こす何らかの抑制につながるとすれば、それだけでも刑務所図書館の存在意義は十分あるだろう。刑務所図書館

の重要性が確認されれば次に考えるべきことは、刑務所の目的達成のために刑務所図書館や図書をどう活用できるかということである。刑務所の目的は刑務所図書館の目的とも重なるものである。昭和期には基準案が成立寸前まで至っていながら実現に至ることができなかった。刑事施設に割かれる予算の状態に変化はなく、刑務所図書館への割り当ては優先されにくいものであろう。予算の増額を図ることも大事だが、現状でできることから模索していくほうが継続的な充実を可能にし、そのための外部の公立図書館の存在だと考える。公立図書館との連携をうまくいくものとするためにも、これまで閉鎖的であって当然とみなされてきた刑務所を社会に開かれたものとして改革されることを求めたい。これまでの刑務所図書館の歴史のように、些細な事の変更にとえ多くの時間を要するにしても、その重要性を信じて主張してきた先人たちの考えを再度振り返り、受刑者を越えてその先にある社会の役に立つものとして理解されるものとなることを望む。

## <注・引用>

### 第1章

- 1) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第2条において、「被収容者」とは、“刑事施設に収容されている者をいう”と定義されている。
- 2) 法務省 <http://www.moj.go.jp/> (アクセス日:2008-05-15)  
行刑改革会議は平成13年から14年にかけて名古屋刑務所で生じた受刑者死傷事件を機に森山眞弓法務大臣(当時)の私的諮問機関として平成15年に立ち上げられた。平成17年の監獄法に変わる新法の成立に向けて有識者会議、監獄法改正の骨子となる案を出した。
- 3) *Ibid.*  
「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」第1条には、“この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする”とある。
- 4) ヒュー・ケニオン “日本行刑雑感”『行刑』vol.79, no.12, 1968, p.32.
- 5) 中根憲一 “明治監獄則下における受刑者の図書閲読(上)”『参考書誌研究』vol.28, 1984, pp.1-2.
- 6) 真宗大谷派本願寺, 真宗本願寺派本願寺編『日本監獄教誨史(上)・(下)』真宗大谷派・本願寺派本願寺, 1927.
- 7) 財団法人刑務協会『日本近世行刑史稿』(上・下) 矯正協会, 1978.
- 8) 村田弘『日本近世行刑図書館史稿』橘香社, 1955, p.1.
- 9) 加藤正明 “矯正における読書指導”『読書科学』vol.9, no.2, 1965, pp.33-39.  
「矯正施設における図書館活動—過去と現在—」『図書館学会年報』vol.13, no.1, 1966, pp.31-34.
- 10) イギリス教育科学省著, 川崎良孝, 越後真知子, 小木曾真監訳『図書館サービスの拡大を求めて:イギリス公立図書館とアウトリーチ・サービス』1983.  
イギリス教育科学省のイングランド図書館審議会アウトリーチ・サービス調査部会が1975年から1978年にかけて公立図書館のアウトリーチ・サービスに関する調査を実施し, 報告書を作成した。本報告書内で, 地域内に矯正施設を有するすべての自治体を対象としたサービス対象に関する質問項目に対して, 全自治体が何らかの受刑者サービスを実施していると回答している。
- 11) *Ibid.*, p.12.
- 12) *Ibid.*, p.51.

## 第2章

- 1) 重松一義『日本獄制史の研究』吉川弘文館, 2005, pp.203-208.

幕末期に投獄経験もあった小原は, 出獄後, 日本の獄制改革に目覚めた。獄政関連の職務にあたり刑部省大解部という獄政を左右しやすい位置から獄政改革に乗り出し, 明治監獄則の起草の際に大きく関与した。

- 2) 中根憲一“明治監獄則下における受刑者の図書閲読(上)”『参考書誌研究』vol.28, 1984, pp.1-17.

- 3) *Ibid.*, p.3.

- 4) 重松 *op.cit.*, p.206.

- 5) 監獄法とたたかう獄中者の会編著『全国監獄実態増補普及版』緑風出版, 1999, pp.166-175.

懲罰の規定が盛り込まれた明治41年監獄法においては, 監獄の紀律について“在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ科ス”とあるだけで, 「紀律」に関する明文の規定はない。具体的な紀律の内容は, それぞれ施設ごとに定められる「所内生活の心得」に規定される「収容者遵守事項」に示されるものとされ, 現在も運営に適用されている。

- 6) 中根 *op.cit.*, p.9.

- 7) 小原重哉『監獄則注釈』1882, p.60.

- 8) 「領置金」の「領置」とは受刑者の私物を当局が保管することであり, 刑務所の独房内に置いておけないものは, 全てここに預けられ, 出所時に返却される。

- 9) 自費購入による受刑者私有の物品を「自弁品」という。

- 10) 中根 *op.cit.*, p.11.

明治12年にヨーロッパ諸国(フランス, ベルギー, プロシア)の監獄視察を行った小野田元熙は視察報告書である『泰西監獄問答録完』において, 書籍の差入れ許可は独自の書籍館を備える海外諸国の監獄に対して書籍冊数, 内容ともに乏しい日本の監獄の状況から考えて止むを得ないことだと述べている。

- 11) ジョン・C・ベリー著 伊東巳代治訳『ベリー獄舎報告書』(著者が視察後大久卿にあてた視察復命書を翻訳したもの) 1876.

- 12) 新監獄則は前掲の小野田の報告書に多くを依拠しているため, ヨーロッパ諸国の獄制に類似したものとなっている。

- 13) 中根 *op.cit.*, p.12.

- 14) 中根 *op.cit.*, p.13.

- 15) 矯正協会編『監獄事務諮詢会記事』1975.

許可書目: 孝経 大学 中庸 民家童蒙解 善悪報応論 小学教育論 教の道筋 小学修身訓 小学修身書 勸善必携 修身児訓 修身幼訓 修身訓蒙 勸善訓蒙前編 啓蒙修身録 訓蒙修身学 勸善夜話 童蒙教草 修身要訣 慈父教 修身学入門 修身階梯 小学入門 勸善術書 小学読本 勸善論道伝 知氏家訓 家道訓 教女軌範 小学道德論 小学農業書 母ノ導 家政要旨 土性弁 小学商業書 草木栽培法 草木六部耕種法 農性本論 農業三事 植物生理学 培養秘録 諸職往

来 用文章類 女用文章 女今川 字引次解節用類 内外算術書類  
民間経済録 商業往来 商人書状鏡 家事儉約訓 観音経 三部経  
中臣祓

- 16) 中根 *op.cit.*, p.16.
- 17) 中根 *op.cit.*, pp.15-16.
- 18) 重松 *op.cit.*
- 19) 中根憲一 “明治監獄則下における受刑者の図書閲読 (下)” 『参考書誌研究』 vol.29, 1985, p.2.
- 20) *Ibid.*, p.3.  
ただし慰楽的とみなされた卑史小説, 紀行, 伝記等は禁止されたままであった。
- 21) 重松一義 『日本刑罰史年表』 雄山閣出版, 1972, p.287.  
「典獄」とは監獄・刑務所の長のことである。職制が整い文官として格付けされた当初は奏任官だったが, その高等官となった。昭和 21 年に典獄という名称は廃止され, 刑務所長と称されるようになった。したがって, 典獄諮問会とは現在でいう刑務所長会議ということになる。
- 22) 重松 *op.cit.*
- 23) 中根 *op.cit.*, pp.10-13.
- 24) *Ibid.*, p.2.
- 25) 朝倉京一 “日本監獄学の展開—小河監獄学と正木・新監獄学の対比—” 『矯正論集』 矯正協会, 1968, p.313-324.
- 26) 重松一義 『近代監獄則の推移と解説』 北樹出版, 1979, p.251.
- 27) 監獄法改悪とたたかう獄中者の会編 『全国監獄実態』 増補普及版, 緑風出版, 1999, pp.166-167.
- 28) 小河滋次郎 『監獄学』 警察監獄学会, 1894.
- 29) 中根憲一 “明治監獄則下における受刑者の図書閲読 (上)” 『参考書誌研究』 vol.28, 1984, pp.9-11.
- 30) 中根 *op.cit.*, p.13.
- 31) 永嶺重敏 『<読書国民>の誕生: 明治 30 年代の活字メディアと読書文化』 日本エディタースクール出版部, 2004, pp.36-40.
- 32) *Ibid.*, pp.170-181.

### 第3章

- 1) 加藤正明「矯正施設における図書館活動—過去と現在—」『図書館学会年報』vol.13, no.1, 1966, p.31-32.
- 2) 大正11年10月の名称変更につき、同13年3月には改正通牒によって刑務所内用語の改称と徹底が行政指導されている。
- 3) 重松一義『近代監獄則の推移と解説』北樹出版, 1979.
- 4) 加藤 *op.cit.*
- 5) 朝倉京一“日本監獄学の展開—小河監獄学と正木・新監獄学の対比—”『矯正論集』矯正協会, 1968.
- 6) 加藤 *op.cit.*
- 7) 加藤正明“矯正における読書指導”『読書科学』vol.9, no.2, 1965, pp.33-39.  
“矯正施設における図書館活動—過去と現在—”『図書館学会年報』vol.13, no.1, 1966, pp.31-34.  
『矯正施設における図書館活動』（日本図書館学会発表資料）1965.  
『矯正施設における読書指導 附年表』1965.
- 8) 加藤 *op.cit.*
- 9) 加藤正明『矯正施設における読書指導 附年表』1965, 頁無表記.
- 10) 重松一義『日本刑罰史年表』雄山閣出版 1972, p.310.  
累進処遇は受刑者の集団処遇・階級処遇の基本形態であり、行刑累進処遇令第1条には“本令ハ受刑者ノ改悛ヲ促シ其ノ発奮努力ノ程度ニ従ヒテ処遇ヲ緩和シ受刑者ヲシテ漸次社会生活ニ適応デシムルヲ以テ其ノ目的トス”とある。
- 11) 重松一義『日本刑罰史年表』増補改訂版, 柏書房, 2007, p.221.
- 12) ウィリアム・コイル著, 中根憲一訳『アメリカの刑務所図書館』日本図書館協会, 1994, p.143.
- 13) 重松一義『日本獄制史の研究』吉川弘文館, 2005, pp.384-385.
- 14) 加藤正明“矯正における読書指導”『読書科学』vol.9, no.2, 1965, pp.33-39.  
“矯正施設における図書館活動—過去と現在—”『図書館学会年報』vol.13, no.1, 1966, pp.31-34.
- 15) 加藤 *op.cit.*, 頁無表記
- 16) 村田弘『日本近世行刑図書館史稿』橘香社, 1955, p.10.
- 17) 真宗大谷派本願寺, 真宗本願寺派本願寺編『日本監獄教誨史』真宗大谷派・本願寺派本願寺, 1927.
- 18) 県立長野図書館『県立長野図書館三十年史』1959. pp.326-329.
- 19) 長野県教育委員会『長野県社会教育史』1982, p.395.
- 20) 加藤正明“矯正施設における図書館活動—過去と現在—”『図書館学会年報』vol.13, no.1, 1966, p.33.
- 21) 長野刑務所図書館『移転三十周年記念誌』1990, p.34.
- 22) 日本国憲法第20条第3項は“国および機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない”としている。
- 23) 矯正協会『矯正の窓』no.21, 2008.

浄土真宗本願寺派社会部 <http://www2.hongwanji.or.jp/socail/freme/framekyousei/htm>  
(アクセス日: 2008-11-05)

- 24) 重松一義『日本刑罰史年表』雄山閣出版, 1972, p.304.  
篤志面接委員はイギリスの監獄訪問委員 (Prison Visitor) にならい, 昭和 28 年法務事務次官の通達「収容者に対する篤志家の面接指導基準について」に基づき創設された戦後の教化制度である。専門的知識を有する民間の篤志家が被収容者から教養, 趣味, 技能, 精神的煩悶, 将来の生活方針等に関する相談を受け, その充実や向上, 解決となるような助言や援助を行うものであり, 面接を中心とする精神的方法と考えられている。篤志面接委員は各矯正管区長によって委嘱され, 行刑の社会化と民主化を助長することが期待される。
- 25) 真宗大谷派本願寺, 真宗本願寺派本願寺編『日本監獄教誨史』真宗大谷派・本願寺派本願寺, 1927.
- 26) *Ibid.*, pp.90-91.
- 27) 浄土真宗本願寺派 <http://www2.hongwanji.or.jp/socail/freme/framekyousei/htm>  
浄土真宗が公式ホームページにおいて掲載している教誨師実人員に関する統計資料によると, 平成 16 年 12 月末現在において宗教教誨を矯正施設で行っている教誨師は合計して 1,714 人である。活動を行う主な宗派は神道系が神社, 教派, 仏教系が浄土宗, 禅宗, 真言宗, 日蓮宗, 天台宗, 基督教系がカトリック, プロテスタントである。  
(アクセス日: 2008-11-05)
- 28) 重松 *op.cit.*, pp.239-252.
- 29) 小林弘忠『巣鴨プリズン—教誨師花山信勝と死刑戦犯の記録—』中央公論新社, 2007, p.17.
- 30) 加藤正明『矯正施設における図書館活動』日本図書館学会発表資料 1965, 頁無表記.
- 31) 真宗大谷派本願寺, 真宗本願寺派本願寺 *op.cit.*

#### 第4章

- 1) 加藤正明『矯正施設における読書指導 附年表』1965, 頁無表記.
- 2) 小河滋次郎『日本監獄法講義』1890, p.141.
- 3) 竹林熊彦“行刑文庫概説”『特殊図書館』蘭書房, 1955.
- 4) *Ibid.*, pp.247-250.
- 5) *Ibid.*, pp.247-250.
- 6) *Ibid.*, p.250.
- 7) 竹林熊彦『図書館の対外活動』蘭書房, 1956, p22.
- 8) 竹林熊彦『図書館経営入門』京都出版株式会社, 1948, pp.126-128.
- 9) 村田弘“刑務所にも図書館を”『図書館雑誌』vol.43, no.7,8, 1949, p.113.
- 10) 村田弘『刑務所図書館経営学: 初めて図書館の仕事をする人々の為に』橘香社, 1955.
- 11) *Ibid.*, pp.161-162.

②は①の増補改訂版であり, ⑦は③をより詳細に記述したものの英訳となっている。

- 12) 「刑務所図書館文献目録」において『行刑図書館研究』が昭和25年1月の第2号で発行されたことが確認できる。
- 13) 長島愛生園入園者自治会『隔絶の里程: 長島愛生園入園者五十年史』長島愛生園入園者自治会, 1982, pp.264-267.

独立した図書館完成以前の出来事に関して“昭和26年9月には, 日本図書館協会及び岡山県図書館協会に加盟した。司書の資格をもつ職員(村田弘)が着任したことが館の整備を促した。”と記述されている。

- 14) 村田弘『病院図書館試論』橘香社, 1951.

## 第5章

- 1) 小野義秀“過剰収容と行刑運営”『法の支配』日本法律家協会, vol.130, 2003, pp.23-36.
- 2) 法務省 <http://www.moj.go.jp/> (アクセス日:2008-12-15)
- 3) 同白書においては、「再犯者」とは「有罪の確定裁判を2回以上受けた者」を指す。
- 4) 山口昭夫“カナダの刑務所内図書館”『カレントアウェアネス』vol.283, 2005, pp.5-7.
- 5) 天満隆之輔“刑務所図書館についての一考察”『図書館界』vol.38, no.5, 1987, p.245.
- 6) 佐々木光明“「人間らしい」処遇のために”(連載4もうひとつの「監獄法」)『法学セミナー』vol.448, 1992, p.74.
- 7) 西田清子“「扉の中」の読書環境—刑務所図書館のサービサー—”『図書館雑誌』vol.84, no.8, 1990, p.190.
- 8) イギリス教育科学省著, 川崎良孝, 越後真知子, 小木曾真監訳『図書館サービスの拡大を求めて: イギリス公立図書館とアウトリーチ・サービス』1983, p.8.
- 9) 児童図書館研究会編『年報こどもの図書館 2002—2006 2007年版』日本図書館協会, 2008, pp.248-252.
- 10) 日本図書館協会『障害者サービスの今をみる: 2005年障害者サービス全国実態調査(一次)報告書』日本図書館協会, 2006.
- 11) 日本図書館協会障害者サービス委員会編『図書館が変わる—1998年公共図書館の用に障害のある人々へのサービス調査報告書—』日本図書館協会, 2001.
- 12) 日本図書館協会 *op.cit.*
- 13) 日本図書館協会障害者サービス委員会 *op.cit.*

平成10年において受刑者へのサービスを実施している「受刑者や未決拘禁者など、刑務所, 拘置所, 少年院などの矯正施設の被収容者に対してサービスを行っている図書館」は26館であった。また, 大野町立図書館は当時5人の受刑者が利用者登録していると回答した。26館の内訳は以下の通りである。

佐賀県立(3), 津市, 瀬戸市立, 静岡市立中央, 小田原市立かもめ, 横須賀市立中央, 下関市立下関, 大分県立, 熊本市立, 七尾市立, 大曲市立大曲, 中村市立, (愛媛)重信町立, (徳島)藍往町立, 鳥取県立, 会津若松市立会津, 長岡市立中央, 富山市立, 金沢市立玉川(2), 豊明市立, 堺市立中央, 別府市立, 岡山市立中央, 網走市立, 姫路市立城内(2), (岐阜)大野町立(不明)

\* ( )内数字はサービス対象施設数であり, 無表記は全施設を対象に何らかの受刑者サービスを実施していることを指す。
- 14) 坂本敏夫『刑務官しか知らない刑務所のルール』日本文芸社, 2007.

矯正処遇の種類と内容は, 一般作業と職業訓練の「作業」と「改善指導」, 「教科指導」に分けられる。改善指導と教科指導は, 一般改善指導, 特別改善指導, 薬物依存離脱指導, 暴力団離脱指導, 性犯罪再犯防止指導, 被害者の視点を取り入れた教育, 交通安全指導, 就労支援指導と補習教科指導, 特別教科指導にさらに分かれて, 受刑者個人に応じた指導プログラムが組まれることになっている。
- 15) 法務省『平成19年度版犯罪白書』<http://www.moj.go.jp/HOUSO/2007/index.html>

受刑者の矯正処遇は受刑者処遇法の中で, 処遇の個別化が原則と定められている。

「(2) 矯正」によると①「矯正施設における就労支援」刑事施設では、全国 42 施設で 28 種目の職業訓練を実施している。一方、少年院では、溶接、木工、介護サービス等の職業補導を実施しており、受刑者及び少年院在院者等の就労支援に取り組んでいる。②「矯正施設における教科指導」矯正施設では、義務教育が未終了である者、又は社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者に対して、学校教育法に基づく学校教育の内容に準じた指導を行っている。③「刑事施設における性犯罪再犯防止指導」平成 16 年 11 月に奈良県で発生した女児誘拐殺人事件等を契機として、法務省は、平成 18 年 3 月までに性犯罪者処遇プログラムを策定し、平成 18 年度から全国の 20 の指定刑事施設において性犯罪再犯防止指導を実施している。これによって、平成 19 年 3 月 31 日までに全国の刑事施設で 266 人が 48 のグループに分かれてプログラムを受講している。(アクセス日：2008-10-27)

<参考文献>

・日本語参考文献・資料

- [1] 青山純 “被収容者の外国語図書等の閲読について” (矯正の実務と裁判例第 4 回) 『刑政』 vol.109, no.5, 1998.
- [2] 朝倉京一 “日本監獄学の展開—小河監獄学と正木・新監獄学の対比—” 『矯正論集』 矯正協会, 1968.
- [3] 浅沼誠之 “我が国矯正施設における図書室運営の実際” 『昭和 62 年度・全国図書館大会記録』, 1987.
- [4] 有明漁夫 “囚人書籍看讀に就て” 『監獄雑誌』 vol.5, no.4, pp.59-60.
- [5] ウィリアム・コイル著, 中根憲一訳 『アメリカの刑務所図書館』 日本図書館協会, 1994.
- [6] 太田達也 “刑事施設・受刑者処遇法と受刑者の権利保障” 『刑政』 vol.117, no.2, 2006, pp.68-82.
- [7] 大塚朝次郎 “處罰囚に書籍を看讀せしむるの利害如何” 『監獄雑誌』 vol.6, no.5, pp.36-37.
- [8] 大沼良典 “山形刑務所における受刑者の図書閲読傾向について” 『発表論文集』 vol.14, 1979, pp.56-57.
- [9] 小河滋次郎 『日本監獄法講義』 日本行刑史研究会, 1976.
- [10] 『監獄学』 警察監獄学会, 1894.
- [11] 小野義秀 “過剰収容と行刑運営” 『法の支配』 日本法律家協会, vol.130, 2003, pp.23-36.
- [12] 甲斐勉 “読書指導について” 『矯正教育研究』 vol.3, 1968, pp.12-13.
- [13] 海渡雄一編 『監獄と人権』 明石書店, 1995.
- [14] 加藤慧海 “在監者看讀圖書事務に就て” 『監獄協会雑誌』 vol.31, no.11, pp.45-50.
- [13] 加藤正明 “矯正における読書指導” 『読書科学』 vol.9, no.2, 1965, pp.33-39.
- [15] “矯正施設における図書館活動—過去と現在—” 『図書館学会年報』 vol.13, no.1, 1966, pp.31-34.
- [16] 『矯正施設における図書館活動』 (日本図書館学会発表資料) 1965.
- [17] 『矯正施設における読書指導 附年表』 1965.
- [18] 加茂敏男 “差入・図書閲読の問題” 『刑政』 vol.109, no.5, 1998, pp.84-91.
- [19] イギリス教育科学省著, 川崎良孝, 越後真知子, 小木曾真監訳 『図書館サービスの拡大を求めて: イギリス公立図書館とアウトリーチ・サービス』 1983.
- [20] 茅場薫, 本間恵美子 “図書・新聞紙等取扱規定にともなう、私有文書図画閲読件数の推移について” 『矯正教育研究』 vol.3, 1968, pp.59-61.
- [21] 河村美希 “受刑者への図書館サービス” 『明治大学司書・司書教諭課程年報』 no.4, 2004, pp.37-40.
- [22] 監獄法改悪とたたかう獄中者の会編 『全国監獄実態』 増補普及版, 緑風出版, 1999.
- [23] 菊田幸一 『受刑者の法的権利』 三省堂, 2001.
- [24] 『日本の刑務所』 岩波書店, 2002.

- [25] 矯正協会編 “読書指導”『矯正処遇技法ガイドブック第2分冊生活指導の技法と実践編』1991, pp.83-97.
- [26] 『矯正関係国際準則集』2001.
- [27] “一人一人に向き合う読書指導”『矯正教育の方法と展開—現場からの実践理論』2006, pp.156-169.
- [28] 工藤襄 “囚人看讀の書籍は監署に具備するもの”『監獄雑誌』vol.5, no.6, pp.54-56.
- [29] 倉島晃 “探索処遇における読書指導”『発表論文集』vol.14, 1979, pp.63-64.
- [30] 刑務協会『日本近世行刑史稿』上巻, 矯正協会, 1978.
- [31] 『日本近世行刑史稿』下巻, 矯正協会, 1978.
- [32] 県立長野図書館『縣立長野図書館要覧』1951.
- [33] 『県立長野図書館三十年史』1959. pp.326-329.
- [34] 小林弘忠『巢鴨プリズン—教誨師花山信勝と死刑戦犯の記録—』中央公論新社, 2007.
- [35] 坂本敏夫『刑務官』新潮社, 2003.
- [36] 『刑務官しか知らない刑務所のルール』日本文芸社, 2007.
- [37] 櫻井革肇 “在監人の書籍看讀に就て”『監獄協会雑誌』vol.23, no.8, 1910, pp.14-22.
- [38] 佐々木光明 “「人間らしい」処遇のために” (連載4もうひとつの「監獄法」)『法学セミナー』vol.448, 1992, pp.74-79.
- [39] 佐藤友之『ニッポン監獄事情—塀の向こうの閉じられた世界』平凡社, 2002.
- [40] 澤登俊雄『新社会防衛論の展開』大成出版社, 1986.
- [41] 重松一義『日本獄制史の研究』吉川弘文館, 2005, pp.371-390.
- [42] 『日本刑罰史年表』雄山閣出版, 1972.
- [43] 『日本刑罰史年表』増補改訂版, 柏書房, 2007.
- [44] 『近代監獄則の推移と解説』北樹出版, 1979.
- [45] 児童図書館研究会編『年報こどもの図書館 2002—2006 2007年版』日本図書館協会, 2008, pp.248-252.
- [46] 真宗大谷派本願寺, 真宗本願寺派本願寺編『日本監獄教誨史』真宗大谷派・本願寺派本願寺, 1927.
- [47] 菅重雄 “矯正施設(少年院)における読書指導の方法”『発表論文集』vol.14, 1979, pp.60-62.
- [48] 墨谷葵 “被收容者の図書・新聞等閲読の自由”『同志社法学』vol.30, no.2,3, 1978, pp.211-251.
- [49] 竹林熊彦 “行刑文庫概説”『特殊図書館』蘭書房, 1955, pp.247-278.
- [50] “行刑文庫序説”『図書館研究』vol.54, 1941, pp.205-215.
- [51] 『図書館経営入門』京都出版株式会社, 1948.
- [52] 『図書館の対外活動』蘭書房, 1956.
- [53] 天満隆之輔 “刑務所図書館についての一考察”『図書館界』vol.38, no.5, 1987, pp.245-250.
- [54] “刑務所図書館についての考え方<研究例会報告(第80回)—IFLA東京大会記念>”『図書館界』vol.39, no.3, 1987, pp.122-124.

- [55] 虎谷二郎, 棟方公男 “青森刑務所における読書指導” 『発表論文集』 vol.14, 1979, pp.58-59.
- [56] 長島愛生園入園者自治会 『隔絶の里程 長島愛生園入園者五十年史』 長島愛生園入園者自治会, 1982.
- [57] 中根憲一 “わが国の矯正図書館” 『びぶろす』 vol.28, no.6, 1977, pp.18-24.
- [58] “受刑者のための図書の展示販売と刑務所図書館” 『カレントアウェアネス』 vol.43, 1983, pp.5-6.
- [59] “明治監獄則下における受刑者の図書閲読(上)” 『参考書誌研究』 vol.28, 1984, pp.1-17.
- [60] “明治監獄則下における受刑者の図書閲読(下)” 『参考書誌研究』 vol.29, 1985, pp.1-14.
- [61] “図書館の機能と管理—矯正と関連諸科学(第8回)” 『刑政』 vol.96, no.8, 1985, pp.58-63.
- [62] “米国の矯正施設図書館を訪ねて” 『びぶろす』 vol.37, no.3, 1986, pp.21-27.
- [63] “米国の矯正施設図書館” 『刑政』 vol.97, no.6, 1986, pp.22-29.
- [64] “矯正施設収容者に対する図書館サービス” 『昭和61年度全国図書館大会記録<IFLA 東京大会記念資料5>』 日本図書館協会, 1987, pp.147-149.
- [65] “受刑者にも公共図書館サービスを<特集・図書館利用に障害のある人々へのサービス>” 『図書館雑誌』 vol.87, no.7, 1993, pp.446-448.
- [66] “塀の中の図書館学教育” 『カレントアウェアネス』 vol.112, 1988, pp.2-3.
- [67] “日本の刑務所図書館：行刑施設収容者の「本と読書」をめぐる制度と現状” 『図書館研究シリーズ』 日本図書館協会 vol.31, 1994, pp.3-78.
- [68] “刑務所にも図書館を：受刑者の立ち直りと社会復帰のために” 『出版ニュース』 vol.2101, 2007, pp.6-10.
- [69] “受刑者にも公共図書館サービスを” 第89回全国図書館大会(静岡大会)記録, 2003, pp.111-112.
- [70] “受刑者にも図書館サービスを” 『出版ニュース』 1998, pp.6-9.
- [71] 長野刑務所図書館 『移転三十周年記念誌』 1990.
- [72] 長野県教育委員会 『長野県社会教育史』 1982.
- [73] 永嶺重敏 『<読書国民>の誕生：明治30年代の活字メディアと読書文化』 日本エディタースクール出版部, 2004, pp.169-214.
- [74] 永山則夫 『無知の涙』 増補新版 河出書房新社. 1990.
- [75] 南筑邊偶生 “囚人書籍看讀は玩弄物に非ず” 『監獄雑誌』 vol.6, no.1, pp.59.
- [76] 西田清子 “「塀の中」の読書環境—刑務所図書館のサービス—” 『図書館雑誌』 vol.84, no.8, 1990, p.190.
- [77] 日本図書館協会 『図書館が変わる：1998年公共図書館の利用に障害のある人々へのサービス調査報告書』 2000.
- [78] 『障害者サービスの今をみる：2005年障害者サービス全国実態

調査（一次）報告書』日本図書館協会, 2006.

- [79] 日本図書館協会障害者サービス委員会編『図書館が変わる—1998年公共図書館の利用に障害のある人々へのサービス調査報告書—』日本図書館協会, 2001.
- [80] 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部訳『人権と未決拘禁：未決拘禁に関する国際基準ハンドブック』プロフェッショナル・トレーニング・シリーズ No.3, pp.62-64.  
 (“Human Rights and Pre-trial Detention: A Handbook of International Standards Relating to Pre-trial Detention” 1994.)
- [81] 日本弁護士連合会編『監獄と人権』日本評論社, 1977.
- [82] 野中俊彦, 江橋崇『憲法判例集』有斐閣新書, 1999, pp.39-40.
- [83] 野村幸雄 “受刑者の人権に関する国際的動向”『刑政』vol.101, no.8, 1990, pp.18-28.
- [84] ヒュー・ケニオン “日本行刑雑感”『行刑』vol.79, no.12, 1968, p.32.
- [85] 藤井檀窓 “受刑者の看讀書籍に就て”『監獄協会雑誌』vol.125, no.11, pp.77-79.
- [86] 前田章夫 “「読書権」の成立とその法的性格”『公立図書館の思想と実践』森耕一追悼事業会, pp.85-99.
- [87] 水崎基一 “處罰囚に対する看讀書籍に就て”『監獄雑誌』vol.6, no.2, pp.7-10.
- [88] 村田弘『アメリカにおける行刑図書館基準』法務府中央矯正保護研修所, 1950.
- [89] 『日本近世行刑図書館史稿』橘香社, 1955.
- [90] 『米国内行刑図書館基準』行刑図書館研究会, 1952.
- [91] “刑務所図書館の現状に就て<第2回図書館大会研究発表>”『図書館雑誌』vol.43, no.5,6, 1949, pp.59-60.
- [92] “刑務所にも図書館を”『図書館雑誌』vol.43, no.7,8, 1949, p.113.
- [93] “刑務所図書館経営に関するメモ—Cory氏とLieberman氏からの書簡を中心として—”『図書館雑誌』vol.43, no.10, 1949, pp.139-141.
- [94] “刑務所図書館文献目録”『図書館界』vol.4, no.2, 1952, pp.26-31.
- [95] 『刑務所図書館経営学：初めて図書館の仕事をする人々の為に』橘香社, 1955.
- [96] 『病院図書館試論』橘香社, 1951.
- [97] 山内薫『本と人をつなぐ図書館員』読書工房, pp.141-162.
- [98] 山口昭夫 “カナダの刑務所内図書館”『カレントアウェアネス』vol.283, 2005, pp.5-7.
- [99] 脇谷邦子, 日置将之 “少年院と図書館サービス”『大阪府立図書館紀要』, vol.35, 2006, pp.7-32.
- [100] 渡辺重夫『図書館の自由と知る権利』青弓社, pp.62-73, pp.122-123.
- [101] {著者不明} “「矯正保護図書館規程」立案審議”『図書館雑誌』vol.43, no.11, 1949.
- [102] {著者不明} “矯正図書館 W・S 会—北海道”『図書館雑誌』vol.48, no.3, 1954, pp.25.
- [103] {著者不明} “看讀書籍を語る座談會（上）”『刑政』vol.50, no.8, 1937, pp.68-109.
- [104] {著者不明} “看讀書籍を語る座談會（中）”『刑政』vol.50, no.9, 1937, pp.63-73.
- [105] {著者不明} “看讀書籍を語る座談會（下）”『刑政』vol.50, no.10, 1937, pp.99-109.

[106] {統計資料} “教育と犯罪との関係統計 (監獄局調査)” 『監獄協会雑誌』 巻頭資料 vol.13,no.1, 1900.

•外国語参考文献・資料

[107] Ann Curry with Lris Wolf, Sandra Boutilier and Helen Chan “Canadian Federal Prison Libraries: a national Survey” *Journal of Librarianship and Information Science*, vol.35, no.3, 2003, pp.141-152.

[108] The Association of Specialized and Cooperative Library Agencies “Library Standards for Adult Correctional Institutions” American Library Association Chicago, 1992.

[109] Rhea Joyce Rubin, Daniel S. Suvak “Libraries Inside: A Practical Guide for Prison Librarians” McFarland & Company, Inc., 1995.

[110] Austin H. MacCormick “The Education of Adult Prisoners: with a new pref. by Henry Burns, Jr.” 1976.

[111] Barratt Wilkins “The Correctional Facility Library: History and Standards” *Library Trends*. vol.25, 1977, pp.119-123.

[112] Bill Miller “Prison Accused of Mistreating Inmates; Advocates Cite Misuse of Stip Cells’ Poor Library Access” *The Washington Post*, 2001.

[113] Brenda Vogel “Bailing Out Prison Libraries” *Library Journal*, vol.15, 1997, pp.35-37.

[114] Eleanor F. Brown “Bibliotherapy: its widening applications” 1975.

[115] Frances E. Kaiser “An Introduction to the International Guidelines for Library Services to Prisoners” *IFLA Journal*. vol.19, no.1, 1993, pp.67-73.

[116] Glennor Shirley “Library Service in Prison Column” 2004.

<http://www.ala.org/olos/outreachresource/prisoncolumn>

(アクセス日 : 2008-06-15)

[117] Larry Sullivan “Between Empty Covers: Prison Libraries in Historical Perspective” *Wilson Library Bulletin*, vol.64, no.2, 1989, pp.26-28.

[118] Lesta N. Burnt “Information Needs of Inmates” *Library Trends*. vol.25, 1977, pp.27-38.

[119] The Library Association Prison Libraries Group “Guidelines for Prison Libraries Second edition” Library Association Publishing, London, 1997.

[120] Phil Koons “Lest We Forget: Prison Libraries” *Library Journal*, vol.113, issue9. 1988, pp.51-53.

[121] Susan D. Lithgow and John B. Hepworth “Performance measurement in prison libraries: research methods, problems and perspectives” *Journal of Librarianship and Information Science*, vol.25, no.2, 1993, pp.61-69.

[122] Vibeke Lehmann “Planning and Implementing Prison Libraries: Strategies and Resources”(第 69 回 IFLA ドイツ大会発表資料) 2003.

[123] William J. Coyle “Libraries in Prisons : a blending of institutions” 1987.